租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引

≪平成26年10月１日以後開始連結事業年度≫

法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要がありますが、**法人税申告書は、地方法人税法の公布に伴い、平成26年10月1日以後に開始する連結事業年度から地方法人税申告書と一つの様式としています。**

このため、「適用額明細書」の「適用額」欄に記載する欄が変更となった別表がありますので、以下の別表につきましてはこの手引を参照し、「適用額明細書」の記載誤りがないようご注意ください。

〈様式が変更される別表様式〉

別表一の二(一)次葉	別表一の二(二)次葉	別表一の二(三)次葉

平成26年12月

国　税　庁

目　　次

Ⅰ　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要 ･････････････ (1)
1　適用額明細書の様式 ･･･ (2)
2　Ｑ＆Ａ ･･･ (3)
3　適用額明細書の提出（流れ） ･････････････････････････････････ (5)

Ⅱ　適用額明細書の書き方 ･･･ (6)
1　記載要領 ･･･ (6)
2　整理番号・業種番号の表示位置 ･････････････････････････････････ (7)
・　【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人） ･･･ (7)
・　【書面で提出する場合】（前年の申告書をe-Taxで提出した法人） ･･ (8)
・　【e-Taxで提出する場合】 ･････････････････････････････････････ (9)
・　【事業種目・業種番号一覧表】 ･････････････････････････････････ (10)
3　租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方 ･････････････ (13)
4　記載に当たっての留意事項 ･････････････････････････････････････ (14)
・　記載誤りにご注意ください ･････････････････････････････････････ (15)

Ⅲ　適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次） ････ 目次：〔1〕～〔5〕
○　適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方 ･･････････････････ １～102

○　国税庁ホームページへの掲載案内 ･･････････････････････････････ 103

凡　　例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成23年旧措置法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法
平成23年12月旧措置法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧効力措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第33条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年旧措置法
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧効力措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）附則第122条第８項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法
特定非営利活動促進法改正前旧措置法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第４項に規定する仮認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注）　この手引は、平成26年４月14日現在の法令に基づいて作成しています。

Ⅰ　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（以下「租特透明化法」といいます。）が制定されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります（法第２条第１項、第３条第１項）。

また、提出された適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります。（法第1条）。

○　租特透明化法の流れ

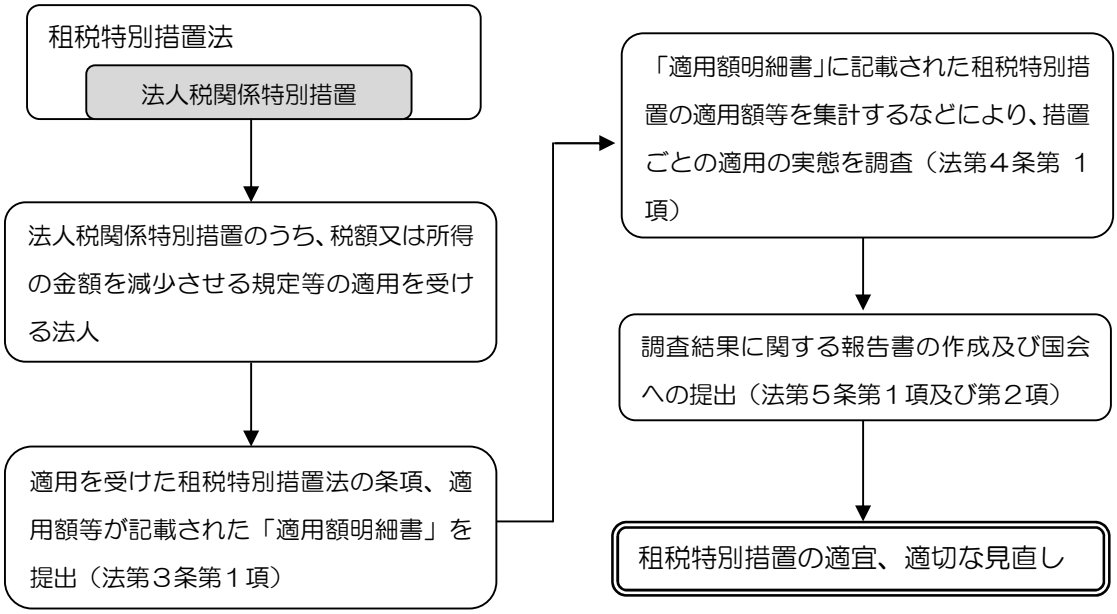

1　適用額明細書の様式

「適用額明細書」の、様式は以下のとおりです。

なお、「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

様式第二

ＦＢ４０６０

平成　年　月　日

税務署長殿

自平成　年　月　日
至平成　年　月　日

連結事業年度分の適用額明細書
（当初提出分　・　再提出分）

この用紙はとじこまないでください

収受印

納税地	電話（　　）　－	連結グループ整理番号	
（フリガナ） 連結親法人名		連結親法人整理番号	
		提出枚数	枚　うち　枚目
原末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円	事業種目	業種番号
連結所得金額又は連結欠損金額	十億　百万　千　円	税務署受付印 提出年月日	平成　年　月　日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第68条の　第　項第　号		十億　百万　千　円
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのでなく、すべての租税特別措置について記載してください。
OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

※「適用額明細書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
　ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞［手続名］カラーＯＣＲ帳票（法人税申告書等）

（参考）　法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

２　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　「適用額明細書」とは何ですか？

Ａ１　「適用額明細書」とは、法人(注)が法人税関係特別措置（Ｑ２参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注）　「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2　「法人税関係特別措置」とは何ですか？

Ａ２　「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等（具体的には、租特透明化法施行令第２条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q3　なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

Ａ３　「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考）　財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4　「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

Ａ４　「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q5　「適用額明細書」は、どこで入手できますか？

Ａ５　「適用額明細書」は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードが可能です。

【掲載場所】

ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞［手続名］カラーＯＣＲ帳票（法人税申告書等）

また、市販の会計ソフトウェア等から出力されたモノクロ専用様式のものであっても提出が可能です。

なお、法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付しております。

Q6　「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（ｅ-Tax）による送信ができますか？

Ａ６　「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（ｅ-Tax）による送信が可能です。

詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

Q7　法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

Ａ７　法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q8　震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載は必要でしょうか？

Ａ８　震災特例法の「みなす規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第25条の５第２項による試験研究費の税額控除については、租税特別措置法の規定による試験研究費と、金額の区分がされずに法人税申告書別表六の二(三)に記載されることとなりますが、「適用額明細書」への記載につきましては、金額の区分をせず、法人税申告書別表に記載した金額をそのまま転記願います。

３　適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。

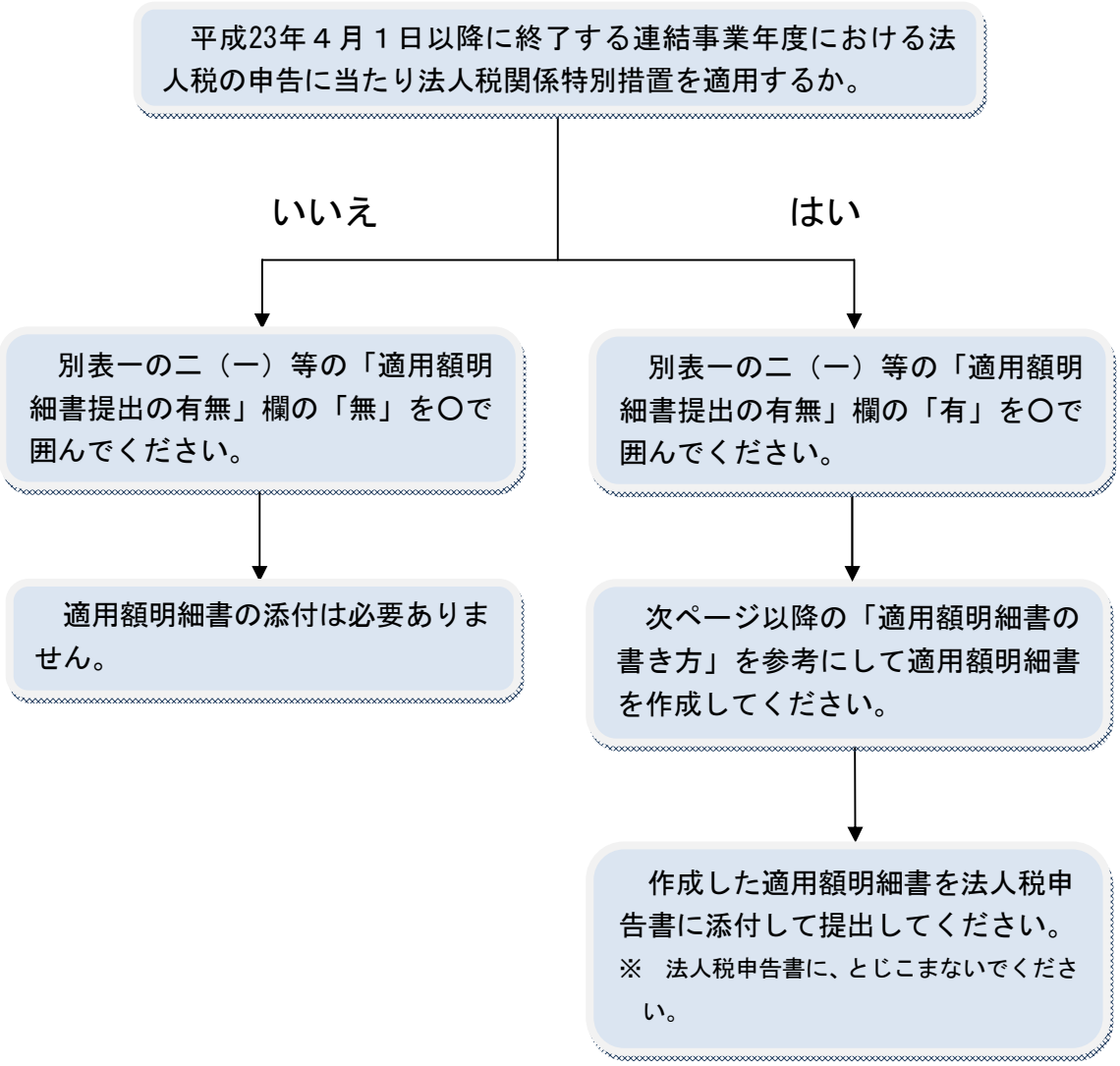

Ⅱ　適用額明細書の書き方

1　記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄　名		記　載　要　領
①	当初提出分・再提出分	当初提出分又は再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください。 e-Taxソフトにより提出される場合は、いずれかに該当するもののラジオボタンをクリックしてください。
②	整理番号	P(7)～P(9)を参照し、法人の整理番号を転記してください。 e-Taxソフトにより提出される場合は不要です。
③	提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください。
④	事業種目 (P(10)～P(12)の表を参照)	その連結事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください。 e-Taxソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていましたら、正しいものを入力してください。
⑤	業種番号 (P(10)～P(12)の表を参照)	【書面での申告】 P(7)を参考に送付される連結確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照して転記してください。 なお、印字された業種番号がその連結事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。 【e-Taxでの申告】 e-Taxソフトをご利用されている場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。
⑥	期末現在の資本金の額又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください。 e-Taxにより提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていましたら、正しい金額を入力してください。
⑦	連結所得金額又は連結欠損金額	連結所得金額又は連結欠損金額を円単位で記載又は入力してください。
⑧	租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください。
⑨	区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください。
⑩	適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください。

２　整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税申告書に同封された「連結確定申告について」を参照してください。

（連結確定申告について）

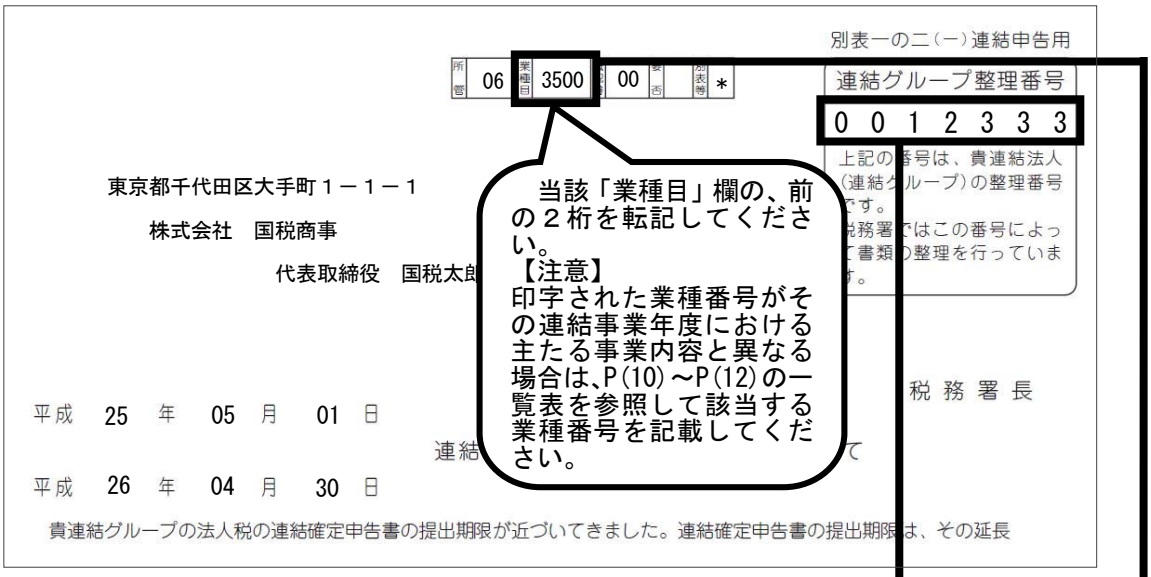

（適用額明細書）

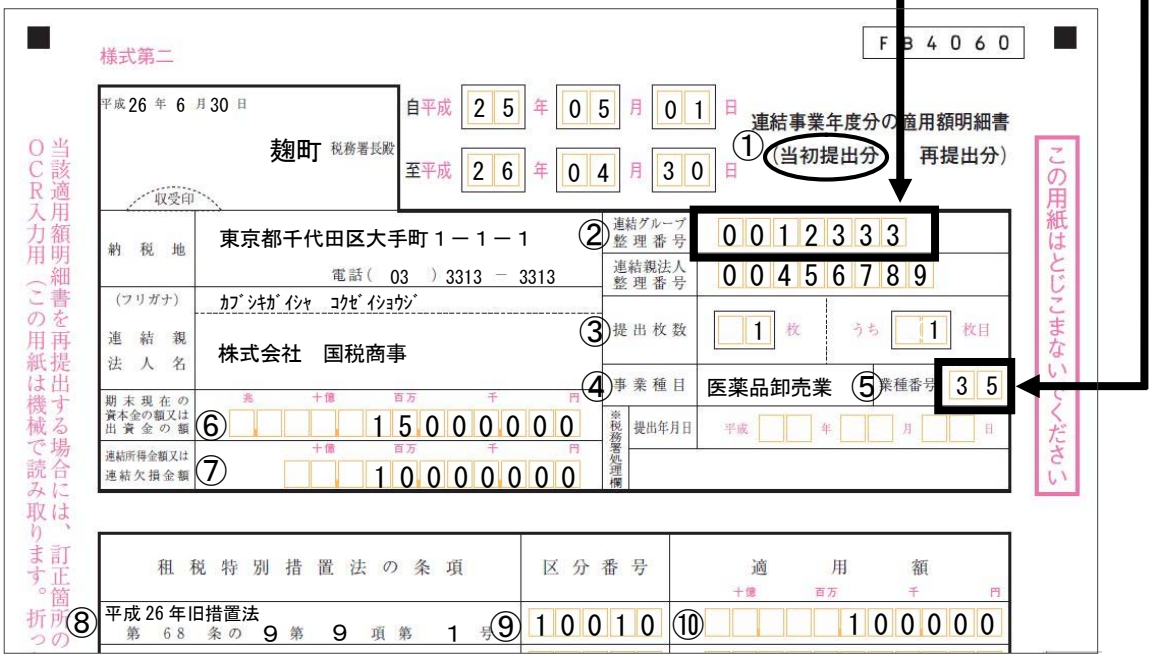

【書面で提出する場合】（前年の申告をe-Taxで提出した法人）

e-Taxで申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を参照して記載してください。

また、業種番号について、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

別表一の二（一）連結申告用

利用者識別番号　XXXXXXXXXXXXXX
整理番号　00456789

東京都千代田区大手町１－１－１

株式会社　国税商事

代表取締役　国税太郎　殿

麹町　税務署長

平成２５年０５月０１日
平成２６年０４月３０日　連結事業年度分の連結確定申告について

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延

（適用額明細書）

様式第二　ＦＢ４０６０

平成 26 年 6 月 30 日　麹町 税務署長殿

自平成 25 年 05 月 01 日
至平成 26 年 04 月 30 日

連結事業年度分の適用額明細書
①（当初提出分・再提出分）

収受印

納税地	東京都千代田区大手町１－１－１　電話（ 03 ）3313 － 3313	連結グループ整理番号	0012333
		②連結親法人整理番号	00456789
（フリガナ）連結親法人名	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ｺｸｾﾞｲｼｮｳｼﾞ 株式会社　国税商事	③提出枚数	1 枚　うち 1 枚目
		④事業種目	医薬品卸売業　⑤業種番号 35
期末現在の資本金の額又は出資金の額	⑥ 150000000 円	※税務署処理欄 提出年月日	平成　年　月　日
連結所得金額又は連結欠損金額	⑦ 100000000 円		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成 26 年旧措置法 第 68 条の 9 第 9 項第 1 号	⑨ 10010	⑩ 100000 円

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のOCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折っ

この用紙はとじこまないでください

P(10) ～P(12)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Taxで提出する場合】

e-Taxで適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を参照して入力してください。

また、業種番号について、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

（申告のお知らせ）

別表一の二（一）連結申告用

利用者識別番号　XXXXXXXXXXXXXXXX
整理番号　00456789

東京都千代田区大手町１－１－１

株式会社　国税商事

代表取締役　国税太郎　　殿

麹町　税務署長

平成２５年０５月０１日
平成２６年０４月３０日　連結事業年度分の連結確定申告について

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延

（適用額明細書）

様式第二

平成 26 年 6 月 30 日
麹町　税務署長殿

自 平成 25 年 5 月 1 日
至 平成 26 年 4 月 30 日

① 連結事業年度分の適用額明細書
（◉当初提出分・○再提出分）

納税地	東京都千代田区大手町１－１－１ 電話（03）3313－33 ②	連結グループ整理番号	0 0 1 2 3 3 3
		連結親法人整理番号	0 0 4 5 6 7 8 9
（フリガナ） 法人名	③ ④ 株式会社　国税商事	提出枚数	1 枚　うち 1 枚目
期末現在の資本金の額又は出資金の額	⑥ 15,000,000 円	事業種目	衣料品卸売業 ⑤ 業種番号 35
所得金額又は欠損金額	⑦ 10,000,000 円	※税務署処理欄 提出年月日	年　月　日

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
平成26年旧措置法 第 68 条の 9 第 9 項 第 1 号 ⑧	10010	⑩ 100,000 円

P(10)～P(12)を参照して、該当する業種番号を入力してください。
※　e-Taxソフトをご利用の方につきましては、P(10)～P(12)の表を帳票ヘルプからもご確認いただけます。

【事業種目・業種番号一覧表】

事業種目		業種番号
食料品製造業	水産食料品	01
	調味料	
	精穀、製粉	
	砂糖	
	菓子	
	パン類	
	清涼飲料	
	酒類	
	畜産食料品	
	その他の食料品	
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02
	紡績	
	ねん糸	
織物業	綿・スフ織物	03
	絹・人絹織物	
	毛織物	
	その他の織物	
ニット製造業	ニット	04
染色整理業	染色整理	05
その他の繊維工業		06
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07
	婦人、子供服	
	ワイシャツ、下着	
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服	
	その他の繊維製品	
木材、木製品製造業	製材	08
	木製容器	
	その他の木製品	
家具、装備品製造業	家具	09
	建具	
	その他の家具・装備品	
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10
	紙製容器	
	その他のパルプ・紙製品	
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11
	印刷	
	製版、製本、その他の印刷物加工	
化学工業	化学肥料	12
	有機化学工業製品	
	化学繊維	
	油脂加工品、石けん、塗料等	
	医薬品	
	その他の化学工業	
石油製品製造業	石油精製	13
	その他の石油製品	
石炭製品製造業	石炭製品	14
ゴム製品製造業	ゴム製品	15
皮革・同製品製造業	皮革製品	16
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17
	セメント・同製品	
	建設用粘土製品、耐火物	
	陶磁器・同関連製品	
	その他の窯業・土石製品	
鉄鋼業	鉄鋼	18
	銑鉄鋳物	
非鉄金属製造業	非鉄金属	19
金属製品製造業	構築用金属製品	20
	金属打抜き・プレス加工	

事業種目		業種番号
金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20
	くぎ、ボルト、ナット、線材製品	
	その他の金属製品	
機械製造業	金属加工機械	21
	繊維機械	
	農業用機械	
	建設機械	
	産業用機械	
	事務用・サービス用・民生用機械器具	
	その他の機械	
産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22
	電子機器	
民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23
通信機械器具製造業	通信機械器具	24
輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25
	鉄道車両	
	自転車・オートバイ	
	船舶	
	その他の輸送用機械器具	
理化学機械器具等製造業	計量器、医療器械、理化学機械等	26
光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27
時計・同部品製造業	時計・同部品	28
その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29
	事務用品	
	貴金属製品	
	楽器、レコード	
	装身具、装飾品	
	プラスチック製品	
	その他の製造	
飲食料品卸売業	米穀類	31
	野菜、果物	
	食肉	
	生鮮魚介そう	
	その他の農水畜産物	
	酒類	
	乾物	
	菓子、パン類	
	その他の飲食料品	
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品	32
	呉服、太物	
	その他の織物	
	洋服類	
	寝具類	
	靴、履物	
	かばん、袋物	
	下着類	
	小間物	
	洋品雑貨、その他の繊維品	
建築材料卸売業	木材、竹材	33
	セメント	

事業種目		業種番号
建築材料卸売業	板ガラス	33
	その他の建築材料	
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34
	荒物	
	陶磁器・ガラス器	
	その他のじゅう器	
医薬品、化粧品卸売業	医薬品	35
	化粧品	
機械器具卸売業	一般機械器具	36
	自動車・同部品	
	輸送用機械器具	
	精密機械器具	
	電気・通信機械器具	
鉱物、金属材料卸売業	石炭	37
	石油	
	鉱物	
	鉄鋼	
	非鉄金属	
貿易業	貿易	38
	輸出	
	輸入	
その他の卸売業	紙、紙製品	39
	再生資源	
	家庭用金物	
	建築用金物	
	薪炭類	
	肥料	
	文房具	
	がん具、娯楽用品	
	貴金属製品、宝石	
	その他の卸売	
飲食料品小売業	各種食料品	41
	酒	
	食肉	
	鮮魚	
	野菜、果物	
	菓子、パン類	
	米穀類	
	料理品	
	その他飲食料品	
織物小売業	呉服	42
	洋服地	
衣服、身の回り品小売業	寝具類	43
	男子既製服	
	男子注文服	
	婦人・子供服	
	靴	
	履物	
	洋品雑貨	
	小間物	
	その他の衣服・身の回り品	
家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具	44
	金物	
	荒物	
	陶磁器、ガラス器	
	家庭用電気機械器具	
	その他のじゅう器	

事業種目		業種番号
医薬品、化粧品小売業	医薬品	45
	化粧品	
百貨店	百貨店	46
	各種商品小売	
趣味、娯楽用品等小売業	スポーツ用品	47
	がん具、娯楽用品	
	楽器、レコード	
	貴金属製品、宝石	
	その他の趣味・娯楽用品等	
その他の小売業	燃料	49
	書籍、雑誌	
	文房具、紙	
	中古品	
	農機具	
	写真機、写真材料	
	時計、眼鏡	
	自動車、自転車	
	土産物	
	その他の小売	
総合建設業	一般土木建築工事	51
	土木工事	
	建築工事	
	木造建築工事	
職別建設業	職別土木建築工事	52
	電気・通信工事	
	管工事	
	その他の設備工事	
鉄道業	鉄道	61
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62
	ハイヤー、タクシー	
道路貨物運送業	貨物自動車	63
	その他の道路貨物運送	
水運業	水運	64
倉庫業	倉庫	65
放送・電信・電話業	放送	66
	電信・電話	
電気供給業	電気供給	67
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69
	運輸附帯サービス	
	水道	
対個人サービス業	洗濯	71
	洗い張り、染物	
	写真	
	理髪	
	美容	
	浴場	
	ソープランド	
	駐車場	
	保育所、老人ホーム	
	その他の対個人サービス	
対事業所サービス業	広告	72
	物品賃貸	
	情報サービス、興信所	
	その他の対事業所サービス	
映画業	映画館	73
	映画サービス	

事　業　種　目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74
	ゴルフ場	
	運動施設	
	その他の娯楽	
その他のサービス業	土木建築サービス	75
	医療保健	
	医療関連サービス	
	廃棄物処理	
	その他のサービス	
自動車修理業	自動車修理	76
その他の修理業	機械修理	77
	電気機械修理	
	その他の修理	
料理・飲食店業	料亭	78
	日本料理	
	大衆酒場、小料理	
	外国料理	
	すし	
	そば、うどん	
	バー	
	キャバレー	
	喫茶	
	その他の飲食	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
	ラブホテル、モーテル	
	ホテル、普通旅館	
	その他の旅館	

事　業　種　目		業種番号
農林業	農業	81
	林業	
漁業、水産養殖業	漁業	82
金属鉱業		83
石炭鉱業		84
原油・天然ガス鉱業		85
非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	その他の非金属鉱業	
銀行・信託業	銀行	87
	信用金庫	
	信用組合	
	農業協同組合	
	漁業協同組合	
	その他の銀行・信託	
その他の金融業	質屋	88
	貸金	
	その他の金融	
証券、商品取引業	証券、商品取引	89
保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
不動産業	建売、土地売買	91
	不動産代理仲介	
	その他の不動産	
その他の産業	教育	99
	分類不能	

3　租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

（適用額明細書）

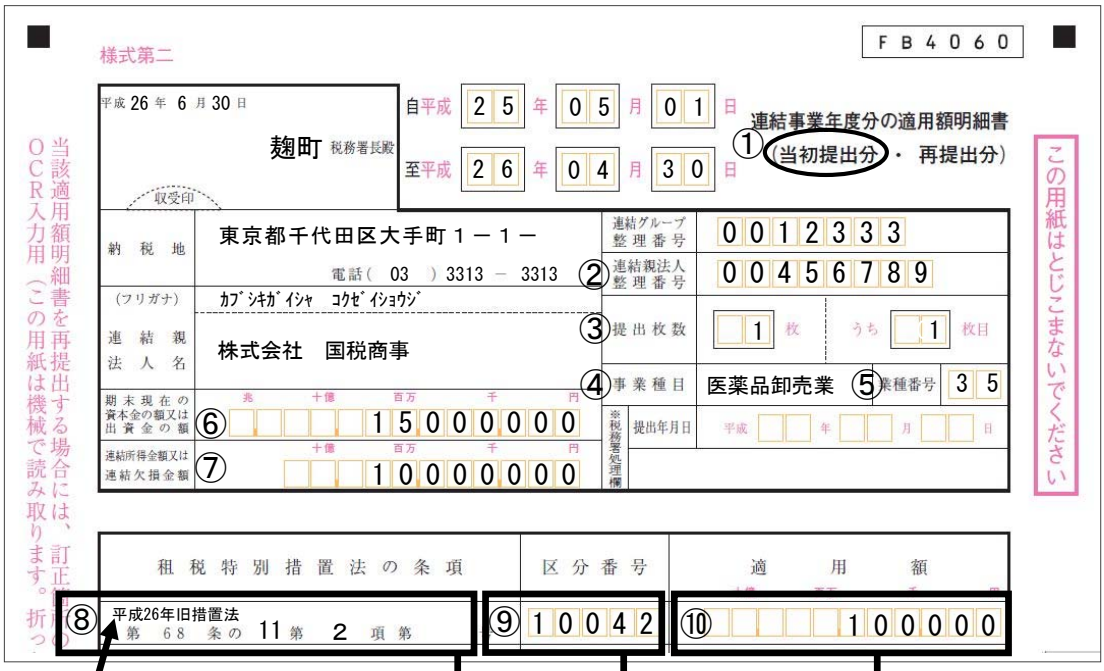

※　「平成26年旧措置法」を適用する場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上の余白部分に「平成26年旧措置法」と記載してください。

（別表様式）

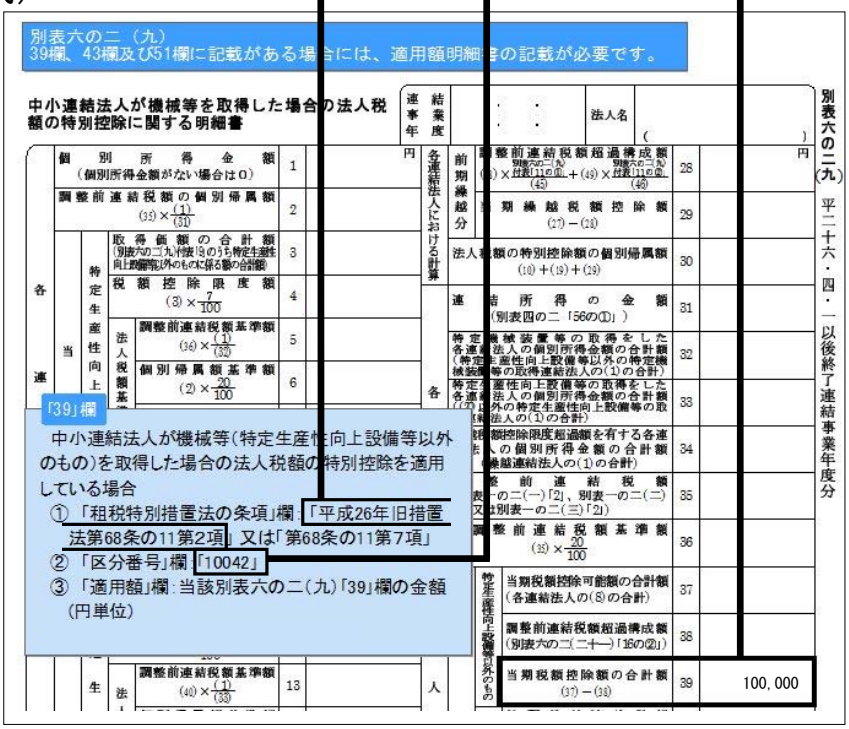

４　記載に当たっての留意事項

（１）　次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。

①　□の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、１枠内に１文字を右詰めで記載してください。

なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。

②　「連結所得金額又は連結欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。

（２）　記載を了した適用額明細書は、申告書にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。

（３）　適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、全ての租税特別措置について記載してください。

（４）　ＯＣＲ入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

≪よくある記載誤り≫

① 法人税申告書別表からの転記誤り
② 区分番号の記載誤り
③ 中小企業者等である連結法人の軽減税率の適用額の記載誤り
④ 「連結所得金額が０円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

（適用額明細書）

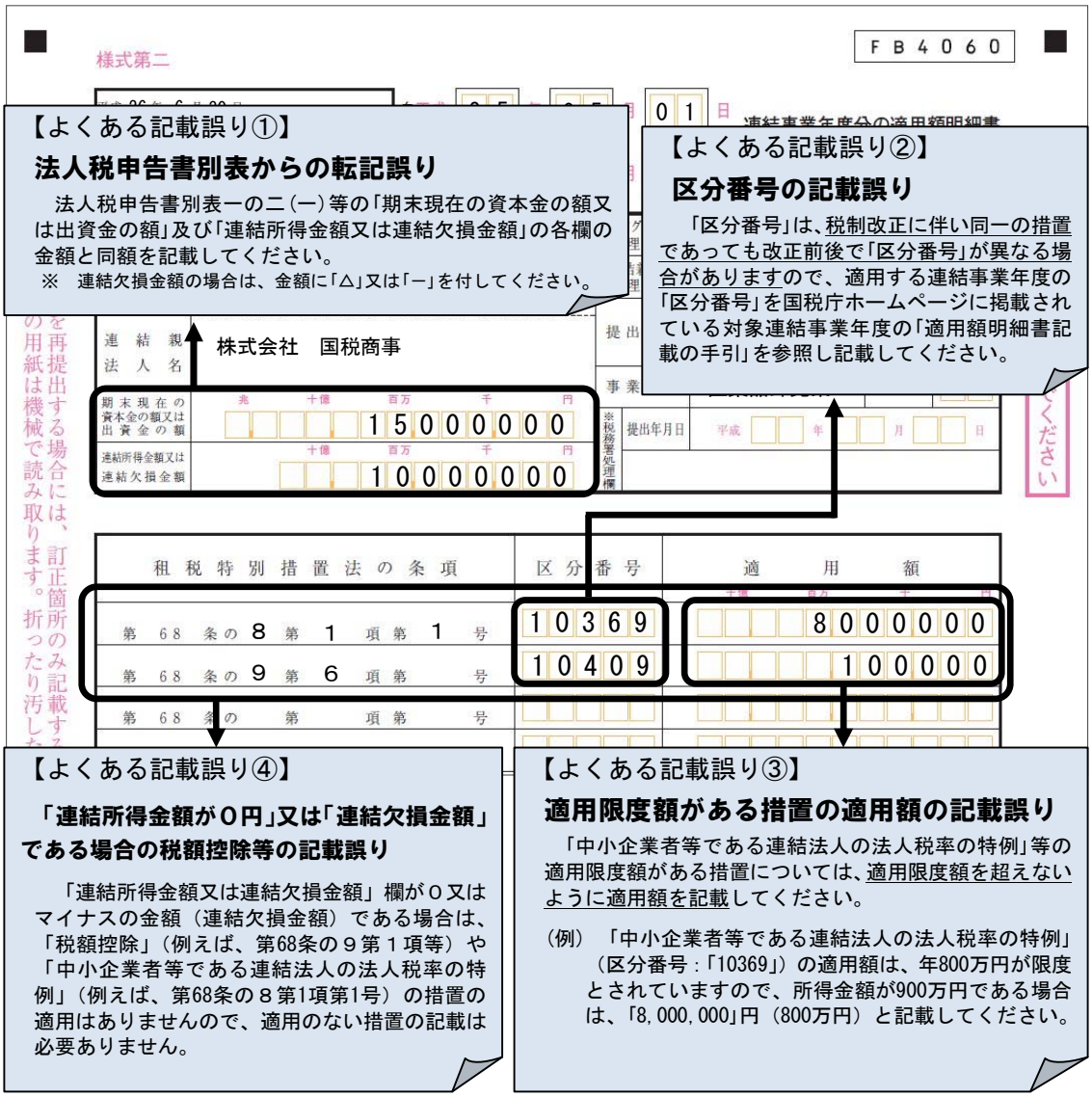

【よくある記載誤り①】

法人税申告書別表からの転記誤り

法人税申告書別表一の二（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「連結所得金額又は連結欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※　連結欠損金額の場合は、金額に「△」又は「－」を付してください。

【よくある記載誤り②】

区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する連結事業年度の「区分番号」を国税庁ホームページに掲載されている対象連結事業年度の「適用額明細書記載の手引」を参照し記載してください。

【よくある記載誤り④】

「連結所得金額が０円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除等の記載誤り

「連結所得金額又は連結欠損金額」欄が０又はマイナスの金額（連結欠損金額）である場合は、「税額控除」（例えば、第68条の９第１項等）や「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」（例えば、第68条の８第1項第1号）の措置の適用はありませんので、適用のない措置の記載は必要ありません。

【よくある記載誤り③】

適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

（例）「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」（区分番号：「10369」）の適用額は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が900万円である場合は、「8,000,000」円（800万円）と記載してください。

Ⅰ　適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

目　次

・【別表一の二（一）次葉】中小企業者等である連結法人の法人税率の特例
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分・・・ 1

・【別表一の二（二）次葉】中小企業者等である連結法人の法人税率の特例・特定の協同組合等である連結法人の法人税率の特例
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

・【別表一の二（三）次葉】中小企業者等である連結法人の法人税率の特例・特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分・・・・・・・・・・・・・・3

・【別表六の二（三）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・4

・【別表六の二（四）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（中小企業者等）
中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・5

・【別表六の二（五）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・6

・【別表六の二（七）】エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・7

・【別表六の二（八）】エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・8

・【別表六の二（九）】中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・9

・【別表六の二（十）】沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

・【別表六の二（十一）】沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

・【別表六の二（十二）】国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

・【別表六の二（十三）】国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・ 14

・【別表六の二（十四）】雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ・・・・・・・・・・・15

・【別表六の二（十五）】国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・16

・【別表六の二（十六）】特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・17

・【別表六の二（十七）】雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・18

・【別表六の二（十八）】生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・19

・【別表八の二】特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例・損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・20

・【別表十（二）】国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

・【別表十（三）】連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

・【別表十（四）】探鉱準備金又は海外探鉱準備金・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

・【別表十（五）】対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

・【別表十（七）】社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例・農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例・特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例

社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書・・・・25

・【別表十の二（一）】沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除・沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除・沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除・沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除
沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・26
・【別表十の二（二）】収用換地等の場合の連結所得の特別控除・特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除・農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除・特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除
収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
・【別表十一（一の二）】中小連結法人等の貸倒引当金の特例
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・29
・【別表十二（一）】海外投資等損失準備金
海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
・【別表十二（二）】新事業開拓事業者投資損失準備金
新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・32
・【別表十二（三）】特定事業再編投資損失準備金
特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・33
・【別表十二（四）】金属鉱業等鉱害防止準備金
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・34
・【別表十二（六）】特定災害防止準備金
特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・35
・【別表十二（八）】新幹線鉄道大規模改修準備金
新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・36
・【別表十二（九）】使用済燃料再処理準備金
使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
・【別表十二（十）】原子力発電施設解体準備金
原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・38
・【別表十二（十一）】保険会社等の異常危険準備金・原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・39
・【別表十二（十二）】関西国際空港用地整備準備金
関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・40
・【別表十二（十三）】中部国際空港整備準備金
中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
・【別表十二（十四）】特定船舶に係る特別修繕準備金
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

・【別表十二（十五）】農業経営基盤強化準備金・農用地等を取得した場合の課税の特例
農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
・【別表十三（四）】収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・44
・【別表十三（五）】特定の資産の買換えの場合等の課税の特例
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・46
・【別表十三（六）】特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・52
・【別表十三（七）】大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・53
・【別表十三（九）】特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例
特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
・【別表十三（十）】平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例
平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
・【別表十三（十一）】技術研究組合の連結所得の計算の特例
賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・57
・【別表十三（十二）】転廃業助成金等に係る課税の特例
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・58
・【別表十四の二】認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例
連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・60
・【別表十六（一）】旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額
旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・61
・【別表十六（二）】旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額
旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・66
・【別表十六（三）】旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額
旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
・【別表十六（四）】旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額
旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
・【別表十六（五）】取替法による取替資産の償却額
取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・81
・【別表十六（七）】中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書・・・・・・・・・・・・86

・【別表十六（九）】特別償却準備金
特別償却準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87

別表一の二(一)次葉（※平成26年10月１日以後開始する連結事業年度から）
「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

別表一の二(一)次葉　平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

法人税額の計算

連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円×12/相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15％相当額	52	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(48)	49	000	(49)の25.5％相当額	53	
	連結所得金額 (48)＋(49)	50	000	法人税額 (52)＋(53)	54	
その他の法人の場合	連結所得金額 (1)	51	000	法人税額 ((51)の25.5%相当額)	55	
連結				額	58	
課税				額	59	

「48」欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第1項第1号」
② 「区分番号」欄:「10369」
③ 「適用額」欄:当該別表一の二(一)次葉「48」欄の金額(円単位)

（注）１　**適用額は、年800万円が上限となります。**
　　２　**別表一の二(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。**

法人税額の計算

この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		この申告前の	連結所得の金額に対する法人税額	68	
	課税土地譲渡利益金額	61			課税連結留保金額に対する法人税額	69	
	課税連結留保金額	62			課税標準法人税額 (68)＋(69)	70	000
	法人税額	63			確定地方法人税額	71	
	還付金額	64	外		中間還付額	72	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)－(63))若しくは((15)＋(64))又は((64)－(27))		65	外 00		欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 ((42)－(71))若しくは((42)＋(72)＋(73))又は(((72)－(43))＋((73)－(43の外書)))		74	00
	翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

別表一の二(二)次葉 (※平成26年10月１日以後開始する連結事業年度から)
「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

別表一の二(二)次葉　平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

法人税額の計算

特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 800万円 × 12/12	35	000	(35)の16%相当額	42	
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 99,200万円 × 12/12	36	000	(36)の20%相当額	43	
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×12/12	37	000	(37)の22%相当額	44	
	連結所得金額 (35)＋(36)＋(37)	38	000	法人税額 (42)＋(43)＋(44)	45	
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (39)	40	000	(40)の20%相当額	47	
課税						
法人税額の計算	この申告前の	課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金額	60
	この申告前の	還				00
	この申告によ又は減少 ((11)－(53)) 又は((54)－(22)					
	この申告前の	連結欠				
		翌期へ繰り越す連結欠損金	57			

「35」欄

特定の協同組合等※である連結法人の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第2項」
② 「区分番号」欄:「10372」
③ 「適用額」欄:当該別表一の二次葉(二)「35」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**
2 **別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。**

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地域又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「39」欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第1項第2号」
② 「区分番号」欄:「10370」
③ 「適用額」欄:当該別表一の二次葉(二)「39」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**
2 **別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しなでください。**

別表一の二(三)次葉（※平成26年10月１日以後開始する連結事業年度から）
「40」欄又は「42」欄に記載がある場合に、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

別表一の二(三)次葉　平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

法人税額の計算

(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43	
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(40)	41	000	(41)の20%相当額	44	
連結所得金額 (40)＋(41)	42	000	法人税額 (43)＋(44)	45	

地方法人税額の計算

課税							
法人税額の計算	この申告前の	課税土地譲渡利益金額	49		方法の申	確定地方法人税額	56	
		法人					
		還付					
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((13)－(50))若しくは((13)＋(51))又は((51)－(25))	52	00	算	この申告により納付すべき地方法人税額((36)－(56))若しくは((36)＋(57)＋(59))又は(((57)－(37))＋((59)－(37の外書)))	59	00
	この申告前の	連結欠損金の当期控除額	53				
		翌期へ繰り越す連結欠損金	54				

「40」欄

特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第1項第3号」
② 「区分番号」欄:「10371」
③ 「適用額」欄:当該別表一の二(三)次葉「40」欄の金額(円単位)

（注）１　**適用額は、年800万円が上限となります。**
　　２　**別表一の二(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。**

「42」欄

特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の100第1項」
② 「区分番号」欄:「10382」
③ 「適用額」欄:当該別表一の二(三)次葉「42」欄の金額(円単位)

（注）**別表一の二(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。**

別表六の二（三）
「11」欄、「18」欄又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六の二(三)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

	試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(三)付表一「1」の合計）	1	円
	売上金額の合計額		
総額に係る税額控除	に合（小数点以下3位未満切捨て）		
	税額控除限度額（(1)×(4)）又は(1)×(5)）	6	円
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	7	
	当期税額基準額 (7)×20又は30/100	8	
	当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額）	9	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「8の②」）	10	
	当期税額控除額 (9)－(10)	11	
特別試験研究費に係る税額控除	特別試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計）	12	
	特別試験研究費に係る税額控除割合 12/100－((4)又は(5))	13	
	特別研究税額控除限度額 (12)×(13)	14	円
	当期税額基準額残額 (8)－(9)	15	
	当期税額控除可能額（(14)と(15)のうち少ない金額）	16	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「9の②」）	17	
	当期税額控除額 (16)－(17)	18	

前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (8)－(9)－(16)	19	円
	連結繰越税額控除限度超過額（30の計(総額＋特別)）	20	
	同上のうち当期繰越税額控除可能額（(19)と(20)のうち少ない金額）((1)≦((27)、(28)又は(29))の場合は0）	21	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「6の②」+「7の②」）	22	
	当期繰越税額控除額 (21)－(22)	23	
法人税額の特別控除額 (11)＋(18)＋(23)		24	

繰越税額控除の計算に関する明細

前期超過要件に係る前	連結親法人事業年度の	試験研究費の額の合計額（前期の(1)）	25	円
		当該連結親法人事業年度の月数 / 前連結親法人事業年度の月数	26	――
算	外			

翌期連結繰越税額控	連結事業年度又は事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (30)－(31)
			30	31	32
	平・・ 平・・	総額	別表六の二(三)付表二「36の①」 円	円	
		特別	別表六の二(三)付表二「36の②」		
	平・・ 平・・	総額	別表六の二(三)付表二「36の①」		外　円
		特別	別表六の二(三)付表二「36の②」		外
計算	当期分	特別	(14)	(16)	外
	合計	総額			
		特別			

「23」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第3項」
② 「区分番号」欄：「10411」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二(三)「23」欄の金額(円単位)

「11」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第1項」
② 「区分番号」欄：「10409」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二(三)「11」欄の金額(円単位)

「18」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（特別試験研究費に係る税額控除がある場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第2項」
② 「区分番号」欄：「10410」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二(三)「18」欄の金額(円単位)

法　0301－0603－02

別表六の二（四）
「7」欄又は「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六の二(四) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

中小連結法人の試験研究費に係る税額控除	試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計）	1	円
	中小連結法人税額控除限度額 (1)×12/100	2	
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	3	
	当期税額基準額 (3)×20又は30/100	4	
	当期税額控除可能額（(2)と(4)のうち少ない金額）		
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「11の②」）		
	当期税額控除額 (5)−(6)	7	
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (4)−(5)	8	
	繰越中小連結法人税額控除限度超過額（(19)の計）		
	同上のうち当期繰越税額控除可能額（(8)と(9)のうち少ない金額）（(1)≦((16)、(17)又は(18))の場合は0）		
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「10の②」）	11	
	当期繰越税額控除額 (10)−(11)	12	
法人税額の特別控除額 (7)＋(12)		13	

繰越税額控除の計算に関する明細

前期超過要件に係る前連結事業年度の試験研究費の額の合計額	連結親法人事業年度の月数が異なる場合	試験研究費の額の合計額（前期の(1)）	14	円
		当該連結親法人事業年度の月数 / 前連結親法人事業年度の月数	15	――
		改定試験研究費の額の合計額 (14)×(15)	16	円
	連結事業年度の場合	改定試験研究費の額の合計額		

	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (19)−(20)
翌期繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算		19	20	21
	平　・　・	別表六の二(四)付表二「36」 円	円	
	計			
	当期分	(2)	(5)	外
	合計			

「7」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の9第6項」
② 「区分番号」欄:「10412」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(四)「7」欄の金額(円単位)

「12」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の9第7項」
② 「区分番号」欄:「10413」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(四)「12」欄の金額(円単位)

法　0301−0604−02

別表六の二（五）
「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六の二(五)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

「21」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成26年旧措置法第68条の9第9項第1号」※1、「第68条の9第9項第1号」※2又は「第68条の9第9項第2号」※3
② 「区分番号」欄:「10010」※1、「10469」※1※2又は「10011」※3
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(五)「21」欄の金額(円単位)

※1　平成26年旧措置法第68条の9第9項第1号「10010」
連結親法人事業年度が平成26年4月1日前に開始した連結事業年度
※2　第68条の9第9項第1号「10469」
連結親法人事業年度が平成26年4月1日以後に開始した連結事業年度
※3　第68条の9第9項第2号「10011」

試験研究費の額の合計額			円	平均超過税額控除割合		
調整						円
試験研究費の増加額に係る税額控除	増加試験研究費割合 (4)/(3)	5		当期税額控除可能額 ((10)の金額又は(18)の金額)	19	
	試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) ≧ 30 % の場合	6	0.3	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「12の②」)	20	
	試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) < 30 % の場合 (5)	7		法人税額の特別控除額 (19)－(20)	21	
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (4)×(5/100、(6)又は(7)) ((4)≦((3)×5/100)の場合は0)	8	円	基準試験研究費の額の計算に関する明細		
	当期税額基準額 (2)×10/100	9				
	当期税額控除可能額 ((8)と(9)のうち少ない金額)	10				
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	11				
	平均売上金額の10%相当額 (11)×10/100	12				
	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)－(12)	13				
	試験研究費割合 (1)/(11)	14				

前二年以内に開始した連結親法人事業年度の試験研究費の額の合計額を計算する場合	連結親法人事業年度	試験研究費の額の合計額	当該連結親法人事業年度の月数 / (22)の連結親法人事業年度の月数	改定試験研究費の額の合計額 (23)×(24)
	22	23	24	25
	平　・　・ 平　・　・	円	――	円
	平　・　・ 平　・　・		――	
	平　・　・ 平　・　・		――	
	平　・　・ 平　・　・		――	
	基準試験研究費の額 ((25)の金額のうち最も多い金額)		26	円
事業年度がない場合 連結親法人の前連結	基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額)		27	

法　0301－0605－02

別表六の二(七)
「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表六の二(七)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の計算

個別所得金額(個別所得金額がない場合は0)	1	円
調整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1)/(20)	2	
当期分 取得価額の合計額(別表六の二(七)付表「10」の合計)	3	
当期分 税額控除限度額 (3)×7/100	4	
当期分 法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (24)×(1)/(21)	5	
当期分 法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	6	
当期分 法人税額基準額 法人税額基準額((5)と(6)のうち少ない金額)	7	
当期分 当期税額控除可能額((4)と(7)のうち少ない金額)	8	
当期分 調整前連結税額超過構成額 (26)×(8)/(25)	9	
当期繰越分 税額基準額 (2)×20/100	13	
当期繰越分 税額基準額 個別帰属額基準額の残額((13)又は((13)－(8)))－(別表六の二(八)「8」)	14	
当期繰越分 税額基準額 法人税額基準額((12)と(14)のうち少ない金額)	15	
当期繰越分 当期繰越税額控除可能額((11)と(15)のうち少ない金額)	16	
当期繰越分 調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)＋(34)×(39の②)/(31)	17	
当期繰越分 当期繰越税額控除額 (16)－(17)	18	
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)	19	

各連結法人の合計算

連結所得の金額(別表四の二「56の①」)	20	円
エネルギー需給構造改革推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得連結法人の(1)の合計)	21	
繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額(繰越連結法人の(1)の合計)	22	
調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23	
当期分 総調整前連結税額基準額 (23)×20/100	24	
当期分 当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(8)の合計)	25	
当期分 調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十一)「33の②」)	26	
当期分 当期税額控除額の合計額 (25)－(26)	27	
前期繰越分 総調整前連結税額基準額 (23)×20/100	28	
前期繰越分 総調整前連結税額基準額の残額((28)又は((28)－(25)))－(別表六の二(八)「25」)	29	
前期繰越分 繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・(各連結法人の(39の①)の合計)	30	
前期繰越分 繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・(各連結法人の(39の②)の合計)	31	
前期繰越分 繰越税額控除可能額の合計額 合計	32	
前期繰越分 調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・(別表六の二(二十一)付表「35の②」)	33	
前期繰越分 調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・(別表六の二(二十一)付表「36の②」)	34	
前期繰越分 調整前連結税額超過構成額 合計	35	
当期繰越税額控除額の合計額 (32)－(35)	36	
法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)	37	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (38)－(39)
		38	39	40
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外　円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合計				

「36」欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:
「平成23年12月旧措置法第68条の10第3項」

② 「区分番号」欄:「10029」

③ 「適用額」欄:当該別表六の二(七)「36」欄の金額(円単位)

別表六の二（八）
「27」欄及び「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二(八)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

「27」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：
「第68条の10第2項」、
「平成26年旧措置法第68条の10第2項」、
「平成25年旧措置法第68条の10第2項」又は
「平成24年旧措置法第68条の10第2項」
② 「区分番号」欄：「10289」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二(八)「27」欄の金額(円単位)

「36」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：
「第68条の10第3項」、
「平成26年旧措置法第68条の10第3項」、
「平成25年旧措置法第68条の10第3項」、
「平成24年旧措置法第68条の10第3項」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第3項」
② 「区分番号」欄：「10290」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二(八)「36」欄の金額(円単位)

個別所得金額（所得金額がない場合は0）	1	円	
法人の法人税額計算 期税額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(七)「8」)	6		
法人税額基準額（(5)と(6)のうち少ない金額）	7		
繰越税額控除額計算 期税額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(七)「8」)	13		
個別帰属額基準額の残額（((13)又は((13)－(8)))－(別表六の二(七)「16」)	14		
法人税額基準額（(12)と(14)のうち少ない金額）	15		
当期繰越税額控除可能額（(11)と(15)のうち少ない金額）	16		
調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)＋(34)×(39の②)/(31)	17		
当期繰越税額控除額 (16)－(17)	18		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)	19		

連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	20	円	
エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）	21		
繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	22		
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	23		
当期分 総調整前連結税額基準額 (23)×20/100－(別表六の二(七)「25」)	24		
当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	25		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「14の②」）	26		
当期税額控除額の合計額 (25)－(26)	27		
総調整前連結税額基準額 (23)×20/100－(別表六の二(七)「25」)	28		
総調整前連結税額基準額の残額（((28)又は((28)－(25)))－(別表六の二(七)「32」)	29		
繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(39の①)の合計）	30		
連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(39の②)の合計）	31		
合計	32		
調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「10の②」）	33		
連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「11の②」）	34		
合計	35		
当期繰越税額控除額の合計額 (32)－(35)	36		
法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)	37		

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (38)－(39)
		38	39	40
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外　円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合計				

法　0301－0608－02

別表六の二（九）
「39」欄、「43」欄及び「51」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二(九)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）	1	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 (35)×(1)/(31)	2			
当期特定生産性向上設備等	取得価額の合計額（別表六の二(九)付表「9」のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額）	3			
	税額控除限度額 (3)×7/100	4			
	法人税額基準額：調整前連結税額基準額 (36)×(1)/(32)	5			
	法人税額基準額：個別帰属額基準額 (2)×20/100	6			
当期繰越分	法人税額基準額：個別帰属額基準額の残額 (24)、((24)−(8))又は((15)−(17))	25			
	法人税額基準額：法人税額基準額（(23)と(25)のうち少ない金額）	26			
	当期繰越税額控除可能額（(22)と(26)のうち少ない金額）	27			
前期繰越分	調整前連結税額超過構成額 (48)×付表「11の①」(45)/別表六の二(九) +(49)×付表「11の②」(46)/別表六の二(九)	28	円		
	当期繰越税額控除額 (27)−(28)	29			
各連結法人における計算	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)+(19)+(29)	30			
各連結法人における計算	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	31			
各連結法人における計算	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（特定生産性向上設備等以外の特定機械装置等の取得連結法人の(1)の合計）	32			
各連結法人における計算	特定生産性向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（(20)以外の特定生産性向上設備等の取得連結法人の(1)の合計）	33			
各連結法人における計算	税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	34			
各連結法人における計算	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)又は別表一の二(三)「2」）	35			
各連結法人における計算	調整前連結税額基準額 (35)×20/100	36			
各連結法人における計算	特定生産性向上設備等以外のもの：当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	37			
各連結法人における計算	特定生産性向上設備等以外のもの：調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「16の②」）	38			
各連結法人における計算	特定生産性向上設備等以外のもの：当期税額控除額の合計額 (37)−(38)	39			
各連結法人における計算	特定生産性向上設備等：総調整前連結税額基準額の残額 (36)又は((36)−(37))	40			
各連結法人における計算	特定生産性向上設備等：当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(17)の合計）	41			
各連結法人における計算	特定生産性向上設備等：調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「17の②」）	42			
各連結法人における計算	特定生産性向上設備等：当期税額控除額の合計額 (41)−(42)	43			
計算	総調整前連結税額基準額の残額 (36)、((36)−(37))又は((40)−(41))	44			
計算	繰越税額控除可能額の合計額：連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の別表六の二(九)付表「11の①」の合計）	45			
計算	繰越税額控除可能額の合計額：連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の別表六の二(九)付表「11の②」の合計）	46			
計算	繰越税額控除可能額の合計額：合計	47			
計算	調整前連結税額超過構成額：連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「13の②」）	48			
計算	調整前連結税額超過構成額：連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「14の②」）	49			
計算	調整前連結税額超過構成額：合計	50			
計算	当期繰越税額控除額の合計額 (47)−(50)	51			
計算	法人税額の特別控除額の合計額 (39)+(43)+(51)	52			

「39」欄

中小連結法人が機械等（特定生産性向上設備等以外のもの）を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成26年旧措置法第68条の11第2項」又は「第68条の11第7項」
② 「区分番号」欄：「10042」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二（九）「39」欄の金額（円単位）

「43」欄

中小連結法人が機械等（特定生産性向上設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第8項」
② 「区分番号」欄：「10475」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二（九）「43」欄の金額（円単位）

「51」欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成26年旧措置法第68条の11第3項」又は「第68条の11第9項」
② 「区分番号」欄：「10043」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二（九）「51」欄の金額（円単位）

法　0301−0609−02

別表六の二（十）
「28」欄又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二(十)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における計算

個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）	1	円	
調整前連結税額の個別帰属額 (24)×(1)/(21)	2		
当期分 取得価額の合計額（別表六の二(十)付表「10」の合計）	3		
当期分 同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額	4		
当期分 税額控除限度額 ((3)−(4))×15/100＋(4)×8/100	5		
当期分 法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (25)×(1)/(22)	6		
当期分 法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	7		
当期分 法人税額基準額 法人税額基準額（(6)と(7)のうち少ない金額）	8		
当期分 当期税額控除可能額（(5)と(8)のうち少ない金額）	9		
当期分 調整前連結税額超過構成額 (27)×(9)/(26)	10		
当期分 当期税額控除額 (9)−(10)	11		
前期繰越分 繰越税額控除限度超過額（(43)の計）	12		
前期繰越分 法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (30)×(1)/(23)	13		
前期繰越分 法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	14		
前期繰越分 法人税額基準額 個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)−(9))	15		
前期繰越分 法人税額基準額 法人税額基準額（(13)と(15)のうち少ない金額）	16		
前期繰越分 当期繰越税額控除可能額（(12)と(16)のうち少ない金額）	17		
前期繰越分 調整前連結税額超過構成額 (36)×(44の①)/(31)＋(37)×(44の②)/(32)＋(38)×(44の③)/(33)＋(39)×(44の④)/(34)	18		
前期繰越分 当期繰越税額控除額 (17)−(18)	19		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)	20		

各連結法人の合計額の計算等

連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	21	円	
工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）	22		
繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	23		
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	24		
当期分 総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	25		
当期分 当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）	26		
当期分 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「19の②」）	27		
当期分 当期税額控除額の合計額 (26)−(27)	28		
前期繰越分 総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	29		
前期繰越分 総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)−(26))	30		
繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(44の①)の合計）	31		
繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(44の②)の合計）	32		
繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(44の③)の合計）	33		
繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(44の④)の合計）	34		
繰越税額控除可能額の合計額 合計	35		
調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「16の②」）	36		
調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「17の②」）	37		
調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「18の②」）	38		
調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十一)付表「19の②」）	39		
調整前連結税額超過構成額 合計	40		
当期繰越税額控除額の合計額 (35)−(40)	41		
法人税額の特別控除額の合計額 (28)＋(41)	42		

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額 43	当期控除可能額 44	翌期繰越額 (43)−(44) 45
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外　円
平・・平・・	③			外
平・・平・・	④			外
計			(17)	
当期分		(5)	(9)	外
合計				

P11参照

法　0301−0610−02

○　別表六の二(十)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表１欄が「第１号」)	平成26年旧措置法第68条の13第１項(平成26年旧措置法第42条の９第１項第１号)	10389	「28」の欄の金額
	第68条の13第１項(第42条の９第１項第１号)	10476	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表１欄が「第２号」)	平成26年旧措置法第68条の13第１項(平成26年旧措置法第42条の９第１項第２号)	10390	
	第68条の13第１項(第42条の９第１項第２号)	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表１欄が「第３号」)	平成26年旧措置法第68条の13第１項(平成26年旧措置法第42条の９第１項第３号)	10391	
	第68条の13第１項(第42条の９第１項の表の第３号)	10478	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表１欄が「第４号」)	平成26年旧措置法第68条の13第１項（平成26年旧措置法第42条の９第１項第４号)	10392	
	第68条の13第１項(第42条の９第１項第４号)	10479	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表１欄が平成26年旧措置法「第５号」)	平成26年旧措置法第68条の13第１項（平成26年旧措置法第42条の９第１項第５号)	10393	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表１欄が「第５号」)	第68条の13第１項(第42条の９第１項第５号)	10480	

○　別表六の二(十)「41」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第68条の13第２項」(第42条の９第１項第１号から第５号まで)、「平成26年旧措置法第68条の13第２項」（平成26年旧措置法第42条の９第１項第１号から第５号まで）又は「平成24年旧措置法第68条の13第２項」（平成24年旧措置法第42条の９第１項第１号から第５号まで)	10394	「41」の欄の金額

別表六の二（十一）
「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二(十一)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）		1	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (24)×(1)/(21)		2	
	当期分	取得価額の合計額（別表六の二(十一)付表「8」の合計）	3	
		同上のうち建物及びその附属設備の取得価額の合計額	4	
		税額控除限度額 ((3)－(4))×15/100＋(4)×8/100	5	
		法人税額基準額：調整前連結税額基準額 (25)×(1)/(22)	6	
		法人税額基準額：個別帰属額基準額 (2)×20/100	7	
		法人税額基準額：法人税額基準額（(6)と(7)のうち少ない金額）	8	
		当期税額控除可能額（(5)と(8)のうち少ない金額）	9	
		調整前連結税額超過構成額 (27)×(9)/(26)	10	
各連結法人の合計額の計算	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）		21	円
	経営革新設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）		22	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）		23	
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		24	
	当期分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	25	
		当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）	26	
		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「31の②」）	27	
		当期税額控除額の合計額 (26)－(27)	28	
	前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	29	
		総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)－(26))	30	
		繰越税額控除可能額の合計額：連結事業年度 平・平・・・（各連結法人の(44の①)の合計）	31	
		繰越税額控除可能額の合計額：連結事業年度 平・平・・・（各連結法人の(44の②)の合計）	32	
		繰越税額控除可能額の合計額：連結事業年度 平・平・・・（各連結法人の(44の③)の合計）	33	
		繰越税額控除可能額の合計額：連結事業年度 平・平・・・（各連結法人の(44の④)の合計）	34	
		繰越税額控除可能額の合計額：合計	35	
		調整前連結税額超過構成額：連結事業年度 平・平・・・（別表六の二(二十一)付表「30の②」）	36	
		調整前連結税額超過構成額：連結事業年度 平・平・・・（別表六の二(二十一)付表「31の②」）	37	
		調整前連結税額超過構成額：連結事業年度 平・平・・・（別表六の二(二十一)付表「32の②」）	38	
		調整前連結税額超過構成額：連結事業年度 平・平・・・（別表六の二(二十一)付表「33の②」）	39	
		調整前連結税額超過構成額：合計	40	
		当期繰越税額控除額の合計額 (35)－(40)	41	
	法人税額の特別控除額の合計額 (28)＋(41)		42	
各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (43)－(44)
		43	44	45
	平・平・・・①	円	円	
	平・平・・・②			外　円
	平・平・・・③			外
	平・平・・・④			外
	計		(17)	
	当期分	(5)	(9)	外
	合計			

「41」欄

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成24年旧効力措置法第68条の14第3項」
② 「区分番号」欄：「10085」
③ 「適用額」欄：当該別表六の二(十一)「41」欄の金額(円単位)

各連結法人の計算	繰越分	繰越基準額：個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)－(9))	15	
		繰越基準額：法人税額基準額（(13)と(15)のうち少ない金額）	16	
		当期繰越税額控除可能額（(12)と(16)のうち少ない金額）	17	
		調整前連結税額超過構成額 (36)×(44の①)/(31)＋(37)×(44の②)/(32)＋(38)×(44の③)/(33)＋(39)×(44の④)/(34)	18	
		当期繰越税額控除額 (17)－(18)	19	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)		20	

法　0301－0611－02

別表六の二(十二)
「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二(十二)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）	1	円	
調整前連結税額の個別帰属額 (24)×(1)/(21)	2		

「28」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の14第2項」
② 「区分番号」欄:「10490」
③ 「適用額」欄: 当該別表六の二(十二)「28」欄の金額（円単位）

連結法人の計算 期分 法人税額基準額	(25)×(1)/(22)	6		
	個別帰属額基準額 (2)×20/100	7		
	法人税額基準額（(6)と(7)のうち少ない金額）	8		
当期税額控除可能額（(5)と(8)のうち少ない金額）		9		
調整前連結税額超過構成額 (9)		10		

「37」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の14第3項」
② 「区分番号」欄:「10491」
③ 「適用額」欄: 当該別表六の二(十二)「37」欄の金額(円単位)

計算 期繰越分 税額基準額	個別帰属額基準額 (2)×20/100	14		
	個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)－(9))	15		
	法人税額基準額（(13)と(15)のうち少ない金額）	16		
当期繰越税額控除可能額（(12)と(16)のうち少ない金額）		17		
調整前連結税額超過構成額 (34)×(40の①)/(31)＋(35)×(40の②)/(32)		18		
当期繰越税額控除額 (17)－(18)		19		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)		20		

各連結法人の合計額	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	21	円
	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）	22	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	23	
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	24	
当期分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	25	
	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）	26	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「21の②」）	27	
	当期税額控除額の合計額 (26)－(27)	28	
前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	29	
	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)－(26))	30	
繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度	平・・ 平・・（各連結法人の(40の①)の合計）	31	
	平・・ 平・・（各連結法人の(40の②)の合計）	32	
	合計	33	
調整前連結税額超過構成額 連結事業年度	平・・ 平・・（別表六の二(二十一)付表「21の②」）	34	
	平・・ 平・・（別表六の二(二十一)付表「22の②」）	35	
	合計	36	
当期繰越税額控除額の合計額 (33)－(36)		37	
法人税額の特別控除額の合計額 (28)＋(37)		38	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (39)－(40)
		39	40	41
平・・ 平・・	①	円	円	
平・・ 平・・	②			外　円
計			(17)	
当期分		(5)	(9)	外
合計				

法　0301－0612－02

別表六の二(十三)
「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二(十三)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

	個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）	1	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (24)×(1)/(21)	2	
各連結法人 期分 法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (25)×(1)/(22)	6	
	個別帰属額基準額 (2)×20/100	7	
	法人税額基準額（(6)と(7)のうち少ない金額）	8	
	当期税額控除可能額（(5)と(8)のうち少ない金額）	9	
	調整前連結税額超過構成額 (9)	10	
計算 期繰越分 税額基準額	個別帰属額基準額 (2)×20/100	14	
	個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)－(9))	15	
	法人税額基準額（(13)と(15)のうち少ない金額）	16	
	当期繰越税額控除可能額（(12)と(16)のうち少ない金額）	17	
	調整前連結税額超過構成額 (34)×(40の①)/(31)＋(35)×(40の②)/(32)	18	
	当期繰越税額控除額 (17)－(18)	19	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)＋(19)	20	

「28」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15第2項」
② 「区分番号」欄:「10294」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十三)「28」欄の金額(円単位)

「37」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15第3項」
② 「区分番号」欄:「10295」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十三)「37」欄の金額(円単位)

各連結法人の合計額	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	21	円
	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）	22	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	23	
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	24	
当期分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	25	
	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）	26	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「23の②」）	27	
	当期税額控除額の合計額 (26)－(27)	28	
前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	29	
	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)－(26))	30	
繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度	平　・　・ 平　・　・ （各連結法人の(40の①)の合計）	31	
	平　・　・ 平　・　・ （各連結法人の(40の②)の合計）	32	
	合計	33	
計算	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十一)付表「24の②」）	34	
	平　・　・ 平　・　・ （別表六の二(二十一)付表「25の②」）	35	
	合計	36	
	当期繰越税額控除額の合計額 (33)－(36)	37	
	法人税額の特別控除額の合計額 (28)＋(37)	38	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (39)－(40)
		39	40	41
	平　・　・ 平　・　・ ①	円	円	
	平　・　・ 平　・　・ ②			外　円
	計		(17)	
	当期分	(5)	(9)	外
	合計			

法　0301－0613－02

別表六の二(十四)
「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表六の二(十四)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人に	基準雇用者数の計算	適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	1	人	各連結法人の合計額等の計算	基準雇用者数の計算	適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計(各連結法人の(4)の合計)	12	人
		適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	2				基準雇用者数の合計((各連結法人の(5)の合計)−(各連結法人の(6)の合計))(マイナスの場合は0)	13	
		同上のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3				基準雇用者割合 (13)/(12)	14	
		差引 (2)−(3)	4				調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	15	円
		(1)≧(4)の場合 (1)−(4)	5				給与等支給額の合計額(各連結法人の(9)の合計)	16	
		(1)<(4)の場合 (4)−(1)	6				比較給与等支給額の合計額(各連結法人の(10)の合計)	17	
		適用年度における	7	円			税額控除限度額 40万円×(13) ((16)<(17)の場合は0)	18	
							当期税額基準額 (15)×10又は20/100	19	
							当期税額控除可能額((18)と(19)のうち少ない金額)	20	
		(30)					調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十一)「24の②」)	21	
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 (22)×(5)/各連結法人の(5)の合計	11				法人税額の特別控除額 (20)−(21)	22	

「22」欄

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の2第1項」
② 「区分番号」欄:「10423」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十四)「22」欄の金額(円単位)

比較給与等支給額の計算

連結事業年度又は事業年度	給与等の支給額	(24)のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (24)−(25)	適用年度の月数 (23)の連結事業年度又は事業年度の月数	改定給与等の支給額 (26)×(27)
23	24	25	26	27	28
調整対象年度 平・・ 平・・	円	円	円	――	円
調整対象年度 平・・ 平・・				――	
計					

適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (28の計)÷(調整対象年度数)	29	円
比較給与等支給額 (29)+((29)×(14)×30/100)	30	

法　0301−0614−02

別表六の二(十五)
「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

各連結法人に	個別所得金額(個別所得金額がない場合は0)	1	円	各連結法人における計算	当期税額控除可能額((4)と(7)のうち少ない金額)	8	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (13)×(1)/(11)	2			調整前連結税額超過構成額 (16)×(8)/(15)	9	
					法人税額の特別控除額の個別帰属額 (8)－(9)	10	
	取得価額の合計額(別表六の二(十五)付表「9」の合計)	3		各連結法人の合計額の計算	連結所得の金額(別表四の二「56の①」)	11	
	税額控除限度額 (3)×3/100 ((別表六の二(十五)付表「1」)≦ 場合又は(別表六の二(十	4			機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得連結法人の(1)の合計)	12	
					調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	13	
					総調整前連結税額基準額 (13)×20/100	14	
					当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(8)の合計)	15	
					調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十一)「25の②」)	16	
算	準額 法人税額基準額((5)と(6)のうち少ない金額)	7			法人税額の特別控除額の合計額 (15)－(16)	17	

「17」欄

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の3第2項」
② 「区分番号」欄:「10427」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十五)「17」欄の金額(円単位)

償却費として損金経理をした金額の計算

減価償却資産の当期償却額	損益計算書に計上された減価償却費の額	18	円		減価償却資産の当期償却額のうち当期に取得等をした生産等資産を構成する機械等に係る普通償却限度超過額	20	円
					同上のうち特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額	21	
	剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	19			償却費として損金経理をした金額 ((18)＋(19))－((20)－(21))	22	

比較取得資産総額等の計算

前連結事業年度又は前事業年度において取得等をした生産等資産のうち当該前連結事業年度又は前事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額	23	円
適用対象年度の月数 / 前連結事業年度又は前事業年度の月数	24	――
比較取得資産総額 (23)×(24)	25	円
比較取得資産総額の110%相当額 (25)×110/100	26	

別表六の二(十五) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

法　0301－0615－02

別表六の二(十六)
「27」欄又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表六の二(十六)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)			1	円
調整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1)/(20)			2	
連結法人 当期分 税額基準額	個別帰属額基準額 (2)×20/100		6	
	法人税額基準額 ((5)と(6)のうち少ない金額)		7	
	当期税額控除可能額 ((4)と(7)のうち少ない金額)		8	
	調整前連結税額超過構成額 (26)×(8)/(25)		9	
計算 当期繰越分 税額基準額	(2)×20/100		13	
	個別帰属額基準額の残額 (13)又は((13)−(8))		14	
	法人税額基準額 ((12)と(14)のうち少ない金額)		15	
当期繰越税額控除可能額 ((11)と(15)のうち少ない金額)			16	
調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)＋(34)×(39の②)/(31)			17	
当期繰越税額控除額 (16)−(17)			18	
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)			19	

「27」欄

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の4第2項」
② 「区分番号」欄:「10431」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十六)「27」欄の金額(円単位)

「36」欄

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の4第3項」
② 「区分番号」欄:「10432」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十六)「36」欄の金額(円単位)

連結法人の合計額	連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)		20	円
	経営改善設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		21	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		22	
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		23	
当期分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100		24	
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)		25	
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「27の②」)		26	
	当期税額控除額の合計額 (25)−(26)		27	
前期繰越	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100		28	
	総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は((28)−(25))		29	
	繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度 平・・ 平・・ (各連結法人の(39の①)の合計)	30	
		連結事業年度 平・・ 平・・ (各連結法人の(39の②)の合計)	31	
		合計	32	
計算 当期繰越分	調整前連結税額超過構成額	連結事業年度 平・・ 平・・ (別表六の二(二十一)付表「27の②」)	33	
		連結事業年度 平・・ 平・・ (別表六の二(二十一)付表「28の②」)	34	
		合計	35	
	当期繰越税額控除額の合計額 (32)−(35)		36	
	法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)		37	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額 38	当期控除可能額 39	翌期繰越額 (38)−(39) 40
	平・・ 平・・ ①	円	円	
	平・・ 平・・ ②			外　円
	計		(16)	
	当期分	(4)	(8)	外
	合計			

法　0301−0616−02

別表六の二(十七)
「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表六の二(十七)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における計算	雇用者給与等支給額	1	円	各連結法人の合計額等の計算	比較雇用者給与等支給額の合計額(各連結法人の(4)の合計)	10	円
	基準雇用者給与等支給額(22)	2			平均給与等支給額(32の①)	11	
	差引(1)−(2)(マイナスの場合は0)	3			比較平均給与等支給額(32の②)	12	
					税額控除限度額 (8)×10/100((6)<(10)の場合又は(11)≦(12)の場合は0)	13	
					調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	14	
					当期税額基準額 (14)×10又は20/100	15	
					当期税額控除可能額((13)と(15)のうち少ない金額)	16	
	額の計算 (6)−(7)(マイナスの場合は0)	8			調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十一)「28の②」)	17	
	雇用者給与等支給増加割合 (8)/(7)	9			法人税額の特別控除額 (16)−(17)	18	

「18」欄

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の5第1項」
② 「区分番号」欄:「10433」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十七)「18」欄の金額(円単位)

基準雇用者給与等支給額の計算

基準連結事業年度又は基準事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 / (19)の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数	基準雇用者給与等支給額 (20)×(21)
19	20	21	22
平　・　・ 平　・　・	円	――	円

比較雇用者給与等支給額の計算

前連結事業年度又は前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 / (23)の前連結事業年度又は前事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (24)×(25)
23	24	25	26
平　・　・ 平　・　・	円	――	円

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

			平均給与等支給額の計算	比較平均給与等支給額の計算
			適用年度	前連結事業年度又は前事業年度
			①	②
各連結法人における計算	雇用者給与等支給額	27	(1)　円	(24)　円
	同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	28		
	同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	29		
	継続雇用者給与等支給額 (28)−(29)	30		
	月別支給対象者の合計数	31	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(30)の合計 / 各連結法人の(31)の合計		32	円	円

法　0301−0617−02

別表六の二(十八)
「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表六の二(十八)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における計算	個別所得金額(個別所得金額がない場合は0)		1	円	各連結法人における計算	当期税額控除可能額((9)と(12)のうち少ない金額)	13
	調整前連結税額の個別帰属額 (18)×(1)/(16)		2			調整前連結税額超過構成額 (21)×(13)/(20)	14
	取得価額の合計額(別表六の二(十八)付表「9」の合計)		3			法人税額の特別控除額の個別帰属額 (13)－(14)	15
	同上のうち建物及び構築物に係る額		4		各連結法人の合計額	連結所得の金額(別表四の二「56の①」)	16
	(3)のうち別表六の二(十八)付表「6」が特定期間内であるものに係る額		5			特定生産性向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得連結法人の(1)の合計)	17
	同上のうち建物及び構築物に係る額		6			調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	18
	税額控除限度額の計算	特定期間以外の期間分	((((3)－(4))－((5)－(6)))×4/100＋((4)－(6))×2/100	7		総調整前連結税額基準額 (18)×20/100	19
		特定期間分	((5)－(6))×5/100＋(6)×3/100	8		当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(13)の合計)	20
		税額控除限度額			計算	調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十一)「29の②」)	21
	税額基準額	(2)×20/100		11		法人税額の特別控除の合計額 (20)－(21)	22
		法人税額基準額((10)と(11)のうち少ない金額)		12			

「22」欄

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の6第7項」又は「第68条の15の6第8項」
② 「区分番号」欄:「10500」
③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十八)「22」欄の金額(円単位)

法　0301－0618－02

別表八の二
「５」欄に記載がある場合又は「26」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で「29」欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

完全子法人株式等に係る受取配当等の額（22の計）			1	円	関係法人株式等	負債利子等の計算	総資産価額（18の計）	9	円
関係法人株式等	受取配当等の額（25の計）		2				期末関係法人株式等の帳簿価額（19の計）	10	
	負債利子等の額の計算	当期に支払う負債利子等の額	3				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (8)×(10)/(9)	11	
		連結法人に支払う負債利子等の額	4		その他株式等		受取配当等の額（29の計）	12	
		特別利子の額	5			負債利子等の額の計算	期末その他株式等の帳簿価額（20の計）＋（21の計）	13	
		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七の二(二)「29」のうち多い金額）	6						
		連結超過利子額の損金算入額（別表十七の二(三)「10」）	7						
		計 (3)－(4)－(5)－(6)＋(7)	8						

「５」欄

損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の104第１項」
② 「区分番号」欄：「10276」
③ 「適用額」欄：当該別表八の二「5」欄の金額(円単位)

総資産

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	(16)－(17)	式等の帳簿価額	株式及び出資等	受益権の帳簿価額 × 50又は25/100
	16	17	18	19	20	21
前期末現在額	円	円	円	円	円	円
当期末現在額						
計						

受取配当等の額の明細

「26」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の103」
② 「区分番号」欄：「10275」
③ 「適用額」欄：当該別表八の二「26」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「29」欄の金額の合計額(円単位)

完全子法人株式等	受取配当等の額
	22
	円

関係法人株式等	連結法人の名称			保有期間	割合	23	24	うち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (23)－(24)
						円	円		円
	計								

その他株式等	株式等を保有する連結法人の名称	株式等の発行法人の名称又は銘柄	本店の所在地（証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別）	受取配当等の額（その収入額× 100、50又は25/100）	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (27)－(28)
			26	27	28	29
				円	円	円
	計					

個別帰属額の計算

連結法人名		個別帰属額 (33)＋(37)＋(41)	30	円

完全子法人株式等			関係法人株式等			その他株式等		
受取配当等の額 (1)	31	円	受取配当等の額 (2)	34	円	受取配当等の額 (12)	38	円
受取配当等の益金不算入額 (31)	32		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (11)	35		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (14)	39	
(32)×(22)のうち当該連結法人分/(22の計)	33		受取配当等の益金不算入額 (34)－(35)	36		受取配当等の益金不算入額 ((38)-(39))×50%	40	
			(36)×(23)のうち当該連結法人分/(23の計)	37		(40)×(27)のうち当該連結法人分/(27の計)	41	

法　0301－0800－02

別表十(二)
「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十(二)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

国際戦略総合特別区域の名称	1		損金の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」）	4	円
				損金算入額又は欠損金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容	3			損金算入額 (6)×$\frac{20}{100}$	7	

「7」欄

国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63の2第1項」
② 「区分番号」欄:「10345」
③ 「適用額」欄:当該別表十(二)「7」欄の金額(円単位)

Ⅱ　指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指定の取消日	8	平　・　・	指定を取り消された場合の益金算入額((10)の合計)	9	円

適用対象年度において損金算入された金額の合計額の計算	事業年度又は連結事業年度	損金算入額
		10
	平　・　・ 平　・　・	円
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	合計	

法　0301－1002

別表十(三)
「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十(三)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人の別	1	認定研究開発事業法人 ・ 認定統括事業法人	損金算入額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	4	円
				軽減対象所得金額又は連結所得金額	5	
				い金額	6	
研究開発事業又は統括事業の内容	3			損金算入額 (6)×$\frac{20}{100}$	7	

「7」欄

連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63の3第1項」
② 「区分番号」欄:「10346」
③ 「適用額」欄:当該別表十(三)「7」欄の金額(円単位)

Ⅱ　認定研究開発事業計画等の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画の認定の取消日	8	平　・　・	認定を取り消された場合の益金算入額 ((10)の合計)	9	円

適用対象年度において損金算入された金額の合計額の計算	事業年度又は連結事業年度	損金算入額 10
	平　・　・ 平　・　・	円
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	合　計	

法　0301－1003

別表十(四)
「16」欄又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①⑥ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十(四)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称	1		
当期積立額	2		円
積立限度額の計算 取額引の基計準算	3	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	
	4	取引基準額 (3)×12/100	
所	5	(3)の収入金額に係る費用等の額	
	6	の販売に係る所得金額	

翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期益金算入額	3年を経過した場合の益金算入額((25)の計)	13	
	同上以外の場合による益金算入額((26)の計＋(27)の計)	14	
	計 (13)＋(14)	15	
	当期積立額のうち損金算入額 (2)－(11)	16	
	期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額	17	
	いる準備金	18	
		19	
	足額 (18))	20	
	計額	21	
	差額	22	

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の61第1項」※1、「第68条の61第8項」※2又は「第68条の61第2項」※3
② 「区分番号」欄:「10202」※1、2又は「10465」※3
③ 「適用額」欄:当該別表十(四)「16」欄の金額(円単位)

※1　第68条の61第1項「10202」
　　探鉱準備金の損金算入
※2　第68条の61第8項「10202」
　　探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)
※3　第68条の61第2項「10465」
　　海外探鉱準備金の損金算入

額						翌期繰越額 (24)－(25)－(26)－(27)
					及び(26)外の場合	
					27	28
・　・	円	円	円	円	円	
・　・						円
・　・						
・　・						
・　・						
					円	

「40」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の62第1項」※1又は「第68条の62第2項」※2
② 「区分番号」欄:「10204」※1又は「10466」※2
③ 「適用額」欄:当該別表十(四)「40」欄の金額(円単位)

※1　第68条の62第1項「10204」
　　新鉱床探鉱費の特別控除
※2　第68条の62第2項「10466」
　　海外新鉱床探鉱費の特別控除

明細書

基準額の計算	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	31	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32	
	探鉱費基準額 ((29)又は((31)-(32)))	33	

益金算入額		34	円
益金算入額		35	
準額	(34)＋(35)	36	
所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計(別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」)	37	
	当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	所得基準額 ((37)又は((37)-(38)))	39	
特別控除額 ((33)、(36)と(39)のうち少ない金額)		40	

法　0301－1004

別表十(五)
「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十(五) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算

日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平　・　・	認定計画に記載された計画期間	2	平　・　・ 平　・　・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平　・　・

日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算

一日当たり利益金	日本船舶の名称	4							
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6							
	((6)×$\frac{1}{100}$×120円)又は((6)×$\frac{1}{100}$×180円)	7	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	((8)×$\frac{1}{100}$×90円)又は((8)×$\frac{1}{100}$×135円)	9	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超えトン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
							円	円	円
							トン	トン	トン
							円	円	円
	(7)+(9)+(11)+(13)								
日本船舶の持分比率		15							
日本船舶の稼動日数		16	日	日	日	日	日	日	日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)		17	円	円	円	円	円	円	円

「20」欄

対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の62の2第1項」
② 「区分番号」欄:「10467」
③ 「適用額」欄:当該別表十(五)「20」欄の金額(円単位)

損金算入額又は益金算入額の計算

日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額（別表十(五)付表一「25」）	18	円	損金算入額 (18)−(19)	20	円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 ((17)の合計額)	19		益金算入額 (19)−(18)	21	

Ⅱ　日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定の取消日	22	平　・　・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23	円

前期までに損金の額に算入された金額の合計額の計算	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額	損金算入額 (24)−(25)
		24	25	26
	平　・　・ 平　・　・	円	円	円
	平　・　・ 平　・　・			
	平　・　・ 平　・　・			
	平　・　・ 平　・　・			
	平　・　・ 平　・　・			
	合　計			

法　0301−1005

別表十(七)
「6」欄、「22」欄又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十(七)
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) ((1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3)－(5)	6	
損金算入限度額の計算						
				定経費率による経費の額		
				× $\frac{72}{100}$	12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			(8) × $\frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			(9) × $\frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10			(10) × $\frac{57}{100}$	15	
計 (2) (7)＋(8)＋(9)＋(10)	11			計 (12) ＋ (13) ＋ (14) ＋ (15)	16	

「6」欄

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の99第1項」
② 「区分番号」欄:「10468」
③ 「適用額」欄:当該別表十(七)「6」欄の金額(円単位)

Ⅱ　農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

算	(17) ＋ (18)	19		特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
					譲渡原価の額 (19)	21	
					特別控除額 (20) － (21)	22	

「22」欄

農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の101第1項」
② 「区分番号」欄:「10368」
③ 「適用額」欄:当該別表十(七)「22」欄の金額(円単位)

Ⅲ　特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23					
基金の名称	24					
告示番号	25	平 第				
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

「27」欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の95第1項」又は「平成26年旧措置法第68条の95第1項」
② 「区分番号」欄:「10367」
③ 「適用額」欄:当該別表十(七)「27」欄の金額(円単位)

法　0301－1007

別表十の二(一)
「14」欄、「16」欄、「21」欄及び「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十の二(一)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

	地区又	措法第68条の63第1項の表の各号若しくは第2項又は旧効力措置法第68条の63第1項の表の第3号の区分（情報通信産業特別地区）	1	第1号・第2号・		情報通信産業特別地区	特定事業に係る連結所得の金額	13	円
							特別控除額 ((13)又は((27)×(13)/(24)))×40/100	14	
						国際物流拠点産業集積地域	特定事業に係る連結所得の金額	15	
結		認定法人としての認定を受けた日	3	平　・　・			特別控除額 ((15)又は((27)×(15)/(24)))×40/100	16	
						金融業務特別地区	特定事業に係る連結所得の金額	17	
							所得基準額 ((17)又は((27)×(17)/(24)))×40/100	18	
							各連結法人の人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額の合計額	19	
に	2号又は	各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6		額		人件費基準額 (19)×20/100	20	
							特別控除額 ((18)と(20)のうち少ない金額)	21	
						経済金融活性化特別地区	特別控除額 (各連結法人の(12)の合計)	22	
る	(1)が	経済金融活性化特別地区内に常時使用する従業員の数	9	人	の	特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	連結所得金額仮計 (別表四の二「34の①」)	23	
							全軽減対象連結所得金額 (13)＋(15)＋(17)＋(各連結法人の(8)の合計)	24	
							特定事業軽減対象連結欠損金額の合計額	25	
算	場合	(5)/(10)	11		算		軽減対象連結欠損金額の合計額	26	
		特別控除額の個別帰属額 ((8)又は((27)×(8)/(24)))×40/100×(11)	12	円			調整軽減対象連結所得金額 ((23)と((24)－(25)－(26))のうち少ない金額)	27	

「14」欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第1項第1号」
② 「区分番号」欄:「10207」
③ 「適用額」欄:当該別表十の二(一)「14」欄の金額(円単位)

「16」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第1項第2号」
② 「区分番号」欄:「10408」
③ 「適用額」欄:当該別表十の二(一)「16」欄の金額(円単位)

「21」欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成26年旧措置法第68条の63第1項第3号」
② 「区分番号」欄:「10209」
③ 「適用額」欄:当該別表十の二(一)「21」欄の金額(円単位)

「22」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第2項」
② 「区分番号」欄:「10527」
③ 「適用額」欄:当該別表十の二(一)「22」欄の金額(円単位)

法　0301－1001－02

別表十の二(二)
「18」欄、「31」欄、「34」欄、「37」欄及び「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十の二(二)　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

Ⅰ　収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平　・　・		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平　・　・		差引譲渡経費の額 (10)－(11)	12	
	譲渡資産の種類	4			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
取得した補償金等の額		5	円		譲渡益の額 (5)＋(6)－(7)－((8)又は(9))－((12)又は(13))	14	
特別控除に係る交換取得資産の価額		6			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	15	
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額		7		特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16	
譲渡資産の帳簿価額		8			特別控除残額 5,000万円－(16)	17	
同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額		9			特別控除額 (((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額)	18	

Ⅱ　特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称		19		特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日		20	(平　・　・　) 平　・　・		特別控除残額 2,000万円－(29)	30	
取得した対価の額		21	円		特別控除額 ((28)と(30)のうち少ない金額)	31	
交換取得資産の価額		22		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	32	
交換取得資産の交換					特別控除残額 1,500万円－(32)	33	
					特別控除額 ((28)と(33)のうち少ない金額)	34	
特定事業の譲渡した部分の帳簿価額		24		農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	25			特別控除残額 800万円－(35)	36	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	26			特別控除額 ((28)と(36)のうち少ない金額)	37	
	差引譲渡経費の額 (25)－(26)	27		特定の長期所有土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	
譲渡益の額 (21)＋(22)－(23)－(24)－(27)		28			特別控除残額 1,000万円－(38)	39	
					特別控除額 ((28)と(39)のうち少ない金額)	40	

P28参照

Ⅲ　資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (18)＋(31)＋(34)＋(37)＋(40)	41	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(41)の合計)	44	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 $((44)-(47))\times\frac{(41)}{(44)}$	42			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	45	
	特別控除額の個別帰属損金額 (41)－(42)	43			特別控除残額 5,000万円－(45)	46	
					特別控除額 ((44)と(46)のうち少ない金額)	47	

法　0301－1002－02

○　別表十の二(二)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	「第68条の73第１項」、「第68条の73第２項」又は「第68条の73第７項」	10215	「18」の欄の金額

○　別表十の二(二)「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第１項	10216	「31」の欄の金額

○　別表十の二(二)「34」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	「第68条の75第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の75第１項」	10351	「34」の欄の金額

○　別表十の二(二)「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	「第68条の76第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の76第１項」	10218	「37」の欄の金額

○　別表十の二(二)「40」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の２第１項	10219	「40」の欄の金額

別表十一(一の二)
「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

御注意

「5」欄の「$\frac{\quad}{1,000}$」の分子の空欄には、各事業年度終了の時において租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。) $\frac{10}{1,000}$
(2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。) $\frac{8}{1,000}$
(3) 金融及び保険業 $\frac{3}{1,000}$
(4) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あっせん業 $\frac{13}{1,000}$
(5) その他の事業 $\frac{6}{1,000}$

当期繰入額	1	円	
繰入限度額の計算 期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(26の計)	2		
貸倒実績率			
法定の繰入率	5	$\frac{\quad}{1,000}$	
繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5))	6	円	
経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額(6)×(25%又は50%)	7		
公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×$\frac{112}{100}$	8		
繰入限度超過額 (1)−((6)、(7)又は(8))	9		

「8」欄

中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の59第3項」
② 「区分番号」欄:「10380」
③ 「適用額」欄:当該別表十一(一の二)「8」欄の金額(円単位)

貸倒率の計算 平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用	10	有・無	
前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	11	円	
(11)/前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	12		
条第6項第2号イの による損失の額の合	13	円	
額に算入された令第 6項第2号ロの金額 の合計額	14		
損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	15		
益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	16		
貸倒れによる損失の額等の合計額(13)+(14)+(15)−(16)	17		
(17)×$\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	18		
貸倒実績率(小数点以下4位未満切上げ) $\frac{(18)}{(12)}$	19		

(設立事業年度である場合には当該事業年度 貸倒れによる損失の額等の合計額)

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(20)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額(20)+(21)−(22)−(23)−(24)−(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額(26)−(27)
	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合(小数点以下3位未満切捨て) $\frac{(30)}{(29)}$	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額(26の計)×(31)	32	円

法 0301−1101−2

別表十二(一)
「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十二(一) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等		1	(第　号該当法人)	翌期繰越額の計算	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地		2			当期益金算入額 5年経過後5年間均等益金算入額(25の計)	13	
資源開発投資法人等の認定		3	昭・平　・　第　号		同上以外の場合による益金算入額(26の計)	14	
特定株式等の認定		4	昭・平　・　第　号		計(13)＋(14)	15	
当期積立額		5	円		当期積立額のうち損金算入額(5)－(11)	16	
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平　・　・		期末海外投資等損失準備金の金額(12)－(15)＋(16)	17	
	(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7	円	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金	18	
	同上の $\frac{30又は90}{100}$ 相当額	8			差引(18)－(17)	19	
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金				当期分 貸借対照表の取崩不足額(15)－((5)－((18)－前期の(18)))	20	
	積立限度(8)－(9)				当期に生じた差額の合計額(11)＋(20)	21	
積立限度超過額(5)－(10)		11			前期分以前 前期末における差額(前期の(19))	22	

P31参照

益金算入額の計算

積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額 5年経過後5年間均等益金算入による場合(23)×$\frac{}{60}$	当期益金算入額 (25)以外の場合	翌期繰越額(24)－(25)－(26)
		23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過したもの	・　・ ・　・	円	円	円	円	
	・　・ ・　・					円
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過しないもの	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
当期分						
計			円	円	円	

法　0301－1201

○　別表十二(一)「16」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第１号該当法人で第３号該当法人を除く。))	「第68条の43第１項第１号」若しくは「第68条の43第８項」又は「平成26年旧措置法第68条の43第１項第１号」若しくは「平成26年旧措置法第68条の43第８項」	10187	「16」の欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第２号該当法人で第４号該当法人を除く。))	「第68条の43第１項第２号」若しくは「第68条の43第８項」又は「平成26年旧措置法第68条の43第１項第２号」若しくは「第68条の43第８項」	10188	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第３号該当法人))	「第68条の43第１項第３号」若しくは「第68条の43第８項」又は「平成26年旧措置法第68条の43第１項第３号」若しくは「平成26年旧措置法第68条の43第８項」	10189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第４号該当法人))	「第68条の43第１項第４号」若しくは「第68条の43第８項」又は「平成26年旧措置法第68条の43第１項第４号」若しくは「平成26年旧措置法第68条の43第８項」	10190	

※「第68条の43第８項」は、適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)
「４」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

投資事業有限責任組合の名称	1			当期積立額	4	
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平	・　・	積立限度額の計算：適用事業年度終了の時において有する新事業開拓事業者の株式の帳簿価額の合計額	5	
				積立限度額 (5)×$\frac{80}{100}$	6	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平 平	・　・ ・　・	積立限度超過額 (4)－(6)	7	

法　0301－1202

別表十二(二)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「４」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の43の2第1項」※1又は「第68条の43の2第5項」※2
② 「区分番号」欄：「10525」
③ 「適用額」欄：当該別表十二(二)「4」欄の金額(当該金額が同表「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(三)
「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(三)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平　・　・	翌	期首特定事業再編投資損失準備金の金額	12	円
				基準事業年度等の日における特定事業再編投資損失準備金の金額	13	
				金算入額 5、48又は60	14	
				場合による 入額	15	
積立限度額の計算	特定株式等の取得年月日		入額の計算	計 (14)＋(15)	16	
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額	5	円	当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)	17	
	当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平　・　・	期末特定事業再編投資損失準備金の金額 (12)－(16)＋(17)	18	
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7	円	貸借対照表の金額との差額の明細 貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金	19	
	((5)＋(7))×$\frac{70}{100}$	8		差引 (19)－(18)	20	
	(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額	9		当期 貸借対照表の取崩不足額 (16)－((3)－((19)－前期の(19)))	21	
	積立限度額 (8)－(9)	10		当期 当期に生じた差額の合計額 (11)＋(21)	22	
積立限度超過額 (3)－(10)		11		前期以前分 前期末における差額 (前期の(20))	23	

「17」欄

特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の43の3第1項」※1又は「第68条の43の3第2項」※2
② 「区分番号」欄:「10526」
③ 「適用額」欄: 当該別表十二(三)「17」欄の金額(円単位)

※1　第68条の43の3第1項
　　平成26年4月1日以後に開始した連結事業年度
※2　第68条の43の3第2項
　　平成26年4月1日前に開始した連結事業年度等

法　0301－1203

別表十二(四)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十二(四) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業場の名称	1		翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額		6	円
特定施設の名称	2			当期益金算入額	鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
					同上以外の場合による益金算入額	8	
					計 (7)+(8)	9	
当期準備金積立額	3	円		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)−(5)		10	
				期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (6)−(9)+(10)		11	
積立限度額 (当期中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額)	4		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金		12	
				差引 (12)−(11)		13	
積立限度超過額 (3) − (4)	5			当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)−((3)−((12)−前期の(12)))	14	
					当期に生じた差額の合計額 (5)+(14)	15	
				前期分以前	前期末における差額 (前期の(13))	16	

法　0301−1204

「10」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の44第1項」※1又は「第68条の44第6項」※2
② 「区分番号」欄:「10191」
③ 「適用額」欄:当該別表十二(四)「10」欄の金額(円単位)

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(六)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(六)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定廃棄物最終処分場の所在地	1	
特定廃棄物最終処分場の名称	2	
当期準備金積立額	3	円
積立限度額 （当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額）	4	
積立限度超過額 (3)－(4)	5	

翌期繰越額の計算	期首特定災害防止準備金の金額		6	円
	当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
		同上以外の場合による益金算入額	8	
		計 (7)＋(8)	9	
	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)－(5)		10	
	期末特定災害防止準備金の金額 (6)－(9)＋(10)		11	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		12	
	差引 (12)－(11)		13	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)－((3)－((12)－前期の(12)))	14	
		当期に生じた差額の合計額 (5)＋(14)	15	
	前前期分以	前期末における差額 (前期の(13))	16	

法　0301－1206

「10」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の46第1項」※1又は「第68条の46第6項」※2
② 「区分番号」欄：「10193」
③ 「適用額」欄：当該別表十二(六)「10」欄の金額(円単位)

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)
「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(八)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称		1		翌	期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額		13	円
引当金積立計画の承認年月日		2	平　・　・	当	10年間	最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の	14	
						等益金算入	15	
						月又は 積立計画 る工事予 間の月数		
						場合による	16	
当期積立額		5	円	額	益金算入額			
積立限度額の計算	累積限度額 （全国新幹線鉄道整備法第16条第1項第2号に規定する新幹線鉄道大規模改修引当金の総額）	6		の計算	計 (15)＋(16)		17	
					当期積立額のうち損金算入額 (5)－(8)		18	
	積立限度額 (6)×$\frac{}{(4)}$	7			差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (13)－(17)＋(18)		19	
積立限度超過額 (5)－(7)		8			累積限度超過額 (11)		20	
					期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (19)－(20)		21	
累積限度超過額の計算	差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (19)	9		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている新幹線鉄道大規模改修準備金		22	
	累積限度額 (6)	10			差引 (22)－(21)		23	
	累積限度超過額 (9)－(10)	11		当期分	貸借対照表の取崩不足額 (17)－((5)－((22)－前期の(22)))		24	
限度超過額合計 (8)＋(11)		12			当期に生じた差額の合計額 (12)＋(24)		25	
				前前期分以	前期末における差額 (前期の(23))		26	

「18」欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の48第1項」※1又は「第68条の48第9項」※2
② 「区分番号」欄:「10194」
③ 「適用額」欄: 当該別表十二(八)「18」欄の金額(円単位)

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1208

別表十二(九)
「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十二(九)
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期準備金積立額	1		円
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	2	
	積立限度額 (当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額)	3	
	積立限度超過額 (2) − (3)	4	
平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料再処理準備金積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	5	
	積立限度額 (当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第3条第1項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額)	6	
	積立限度超過額 (5) − (6)	7	
当期積立限度超過額 (4) ＋ (7)		8	

翌期繰越額の計算	期首使用済燃料再処理準備金の金額		9	円
	当期益金算入額	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
		同上以外の場合による益金算入額	11	
		計 (10) ＋ (11)	12	
	当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) − (8)		13	
	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) − (12) ＋ (13)		14	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金		15	
	差引 (15) − (14)		16	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (12)−((1)−((15)−前期の(15)))	17	
		当期に生じた差額の合計額 (8) ＋ (17)	18	
	前期以前分	前期末における差額 (前期の(16))	19	

法　0301−1209

「13」欄

使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の53第1項」
② 「区分番号」欄:「10195」
③ 「適用額」欄:当該別表十二(九)「13」欄の金額(円単位)

別表十二(十)
「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

別表十二(十)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		
積立期間	2	昭・平・平　・　・　・　・	
積立限度額の計算	累積限度基準額 (4)×90/100	5	
積立限度額の計算	前期以前積立合計額の計算	前期以前の損金算入額の合計額（前期以前の(23)の合計）	6
積立限度額の計算	前期以前積立合計額の計算	前期以前の積立限度超過額の合計額（前期以前の(11)の合計）	7
積立限度額の計算	前期以前積立合計額の計算	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8
積立限度額の計算	前期以前積立合計額の計算	計 (6)＋(7)－(8)	9
積立限度額の計算	積立限度額 ((5)－((9)×90/100))×当期の月数/当期以後の積立期間の月数	10	
積立限度超過額 (3)－(10)	11		
累積限度超過額の計算	累積限度基準額 (5)	12	
累積限度超過額の計算	前期以前の損金算入額の合計額（前期以前の(23)の合計）	13	
累積限度超過額の計算	益金算入額の合計額	14	
累積限度超過額の計算	前期以前の累積限度超過額の合計額（前期末までの(17)の合計）	15	
累積限度超過額の計算	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13)－(14)－(15)	16	
累積限度超過額の計算	当期累積限度超過額 (16)－(12)	17	
翌越額の計算	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	
翌越額の計算	解体費用を支出した益金算入額	19	
翌越額の計算	金算入額	限度超過額 (17)	20
翌越額の計算	金算入額	その他の場合による益金算入額	21
翌越額の計算	金算入額	計 (19)＋(20)＋(21)	22
翌越額の計算	当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)	23	
翌越額の計算	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18)－(22)＋(23)	24	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25	
貸借対照表の金額との差額の明細	差引 (25)－(24)	26	
貸借対照表の金額との差額の明細	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (22)－((3)－((25)－前期の(25)))	27
貸借対照表の金額との差額の明細	当期分	当期に生じた差額の合計額 (11)＋(27)	28
貸借対照表の金額との差額の明細	前期以前分	前期末における差額（前期の(26)）	29

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の54第1項」
② 「区分番号」欄:「10196」
③ 「適用額」:当該別表十二(十)「23」欄の金額(円単位)

法　0301－1210

別表十二(十一)
「７」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(十一) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保険等の種類		1						合計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円	円
	当期益金算入額 異常災害損失等の補塡額	3						
	当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額	4						
	当期益金算入額 計 (3)＋(4)	5						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2)－(5)	6						
当期積立限度額	当期積立額	7						
	正味収入保険料等	8						
	積立率	9	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	
	積立限度額 (8)×(9)	10	円	円	円	円	円	
	差引積立限度超過額 (7)－(10)	11						円
10年洗替前の異常危険準備金額		12						
同上の内訳								
	：　：　期分	22						
	当期分	23						円
積立後10年を経過した準備金の益金算入額	(8)×100/100相当額	24						
	((12)－(24)) の金額							
	(13)と(25)のうち少ない金額							
限度超過額合計 (11)＋(26)								
期末異常危険準備金の金額 (6)＋(7)－(27)								
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金							
	差引 (29)－(28)	30						
	当期分 貸借対照表の取崩不足額 ((5)+(26))-((7)-((29)-前期の(29)))	31						
	当期分 当期に生じた差額の合計額 (11)＋(31)	32						
	前期以前分 前期末における差額 (前期の(30))	33						

「７」欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の55第１項」※１又は「第68条の55第13項」※２
② 「区分番号」欄：「10197」
③ 「適用額」欄：当該別表十二(十一)「7」欄の金額(当該金額が同表「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※１　※2に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「７」欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の56第１項」※１又は「第68条の56第９項」※２
② 「区分番号」欄：「10198」
③ 「適用額」欄：当該別表十二(十一)「7」欄の金額(当該金額が同表「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※１　※2に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1211

別表十二(十二)
「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(十二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日		1	平　・　・	
当期積立額		2	円	
(2)の内訳	(2)のうち損金経理による積立額	3		
	(2)のうち剰余金の処分による積立額	4		
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額の計算：平成24年7月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における空港用地の帳簿価額	5		
	空港用地取得価額基準額 (5)×$\frac{1}{10}$	6		
	所得基準額の計算：指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額(別表四「40の①」又は(別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」))	7		
	新関空会社所得金額	8		
	新関空会社欠損金額	9		
	(((7)＋(8))又は((7)－(9)))×$\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10		
	所得基準額 (7)－(10)	11		
	空港用地整備債務基準額の計算：空港用地整備債務の額	12		
	空港用地整備債務基準額 (12)－((16)－(19)) (マイナスの場合は0)	13		
	積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14		
当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)		15		

翌期繰越額の計算	期首関西国際空港用地整備準備金の金額		16	円
	当期益金算入額	均等益金算入額の計算：基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17	
		均等益金算入額 (17)×――	18	
		同上以外の場合による益金算入額	19	
		計 (18)＋(19)	20	
	当期積立額のうち損金算入額 (15)		21	
	期末関西国際空港用地整備準備金の金額 (16)－(20)＋(21)		22	
貸借対照表額との差額の明細	貸借対照表に計上されている関西国際空港用地整備準備金		23	
	期分：積立限度超過額 (2)－(14)		26	
	当期に生じた差額の合計額 (25)＋(26)		27	
	前期以前分：前期末における差額 (前期の(24))		28	

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57第1項」
② 「区分番号」欄：「10404」
③ 「適用額」欄：当該別表十二(十二)「15」欄の金額(円単位)

法　0301－1212

別表十二(十三)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十二(十三) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額			1	円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額		2	
	(1)のうち剰余金の処分による積立額		3	
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額の計算	累積限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における中部国際空港用地の帳簿価額)	4	
		空港用地取得価額基準額 (4)×$\frac{1}{10}$	5	
	累積限度基準額残額 (4)−((11)−(14))		6	
	所得基準額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「40の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」))	7	
		所得基準額 (7)×$\frac{2}{3}$	8	
	積立限度額 ((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)		9	
当期積立額のうち損金算入額 ((1)と(9)のうち少ない金額)			10	

翌期繰越額の計算	期首中部国際空港整備準備金の金額		11	円
	当期益金算入額	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12
			均等益金算入額 (12)×——	13
		同上以外の場合による益金算入額		14
		計 (13)+(14)		15
	当期積立額のうち損金算入額 (10)			16
	期末中部国際空港整備準備金の金額 (11)−(15)+(16)			17
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金			18
	差引 (18)−(17)			19
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (15)−((1)−((18)−前期の(18)))		20
		積立限度超過額 (1)−(9)		21
		当期に生じた差額の合計額 (20)+(21)		22
	前期以前分	前期末における差額 (前期の(19))		23

法　0301−1213

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の57の2第1項」
② 「区分番号」欄:「10464」
③ 「適用額」欄:当該別表十二(十三)「10」欄の金額(円単位)

別表十二(十四)
「９」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(十四)
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類及び名称		1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平・・	平・・	平・・	平・・	
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
	当期益金算入額：特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
	当期益金算入額：積立期間終了から２年経過後５年間均等益金算入による場合の益金算入額（(3)-(4)-(6)と(24)のうち少ない金額）	5					
	当期益金算入額：(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	当期益金算入額：計 (4)＋(5)＋(6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3)－(7)	8					
当期積立額		9					
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11)－(8)（マイナスの場合は０）	12					
	当期の月数 / 60又は72	13	―	―	―	―	
	(11)×(13)	14	円	円	円	円	
	積立限度額（(12)と(14)のうち少ない金額）	15					
積立限度超過額 (9)－(15)		16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8)＋(9)－(16)		17					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
		19					
	当期分						
	前前期分以前						
積立期間の終の日の翌日か は連結事業年							円
積立期間終了か							

「９」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の58第１項」※１又は「第68条の58第９項」※２
② 「区分番号」欄：「10379」
③ 「適用額」欄：当該別表十二(十四)「9」欄の金額(当該金額が同表「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

当期益金算入額の計算	平成24年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平・・	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31	円
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26	円		当期益金算入額 (30)	32	
					期末特別修繕準備金の金額 (31)－(32)	33	
	当期の月数 / 48又は120	27	―	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34	
					差引 (34)－(33)	35	
	４年等均等取崩金額 (26)×(27)	28	円		当期分：当期積立額	36	
	同上以外の場合による益金算入額	29			当期分：貸借対照表の取崩不足額 (30)－((36)－((34)－前期の(34)))	37	
					当期分：計 (36)＋(37)	38	
	当期益金算入額 ((28)＋(29))と(31)のうち少ない金額)	30			前前期分以前：前期末における差額（前期の(35)）	39	

法　0301－1214

別表十二(十五)
「10」欄又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(十五)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

認定計画等の種類		1	
交付金等の該当号		2	第　　号
交付金等の額		3	円
当期積立額		4	
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5	
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	
	所得基準額 ((別表四「40の①」－「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－「35の①」))	8	
	積立限度額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	9	
当期積立額のうち損金算入額 ((4)と(9)のうち少ない金額)		10	

翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11	円
	当期益金算入額　5年を経過した場合の益金算入額 ((25)の計)	12	
	当期益金算入額　同上以外の場合による益金算入額 ((26)の計)＋((27)の計)	13	
	当期益金算入額　計 (12)＋(13)	14	
	当期積立額のうち損金算入額 (10)	15	
	期末農業経営基盤強化準備金の金額 (11)－(14)＋(15)	16	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金	17	
	差引 (17)－(16)	18	
	当期分　貸借対照表の取崩不足額 (14)－((4)－((17)－前期の(17)))	19	
	当期分　積立限度超過額 (4)－(9)	20	
	当期分　当期に生じた差額の合計額 (19)＋(20)	21	
	前前期分以前　前期末における差額 (前期の(18))	22	

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額　5年を経過した場合	当期益金算入額　任意取崩し等の場合	当期益金算入額　(25)及び(26)以外の場合	翌期繰越額 (24)－(25)－(26)－(27)
		24	25	26	27	28
・　・	円	円	円	円	円	
・　・						円
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
当期分						
計		円	円	円	円	

「10」欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の64第1項」又は「平成26年旧措置法第68条の64第1項」
② 「区分番号」欄:「10347」
③ 「適用額」欄:当該別表十二(十五)「10」欄の金額(円単位)

Ⅱ　認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平　・　・	平　・　・	平　・　・	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		32				
(32)の内訳	(32)のうち損					
	(32)のうち					
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額　5年を経過し					
	準備金等益金算入基準額　任意取崩し等					
	準備金等益金算入基準額　(3)の積み立て					
	準備金等益金算入基準額 (35)＋(36)＋(37)	38				
	所得基準額 ((別表四「40の①」－(10)－別表四「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－(10)－別表四の二付表「35の①」))	39				
	取得価額基準額 (31)－1円	40	①　円	②　円	③　円	①＋②＋③
	圧縮限度額 ((38)、(39)と(40)うち少ない金額)	41				
	個別資産の圧縮限度額	42	円	円	円	
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 ((32)と(42)のうち少ない金額)		43	④	⑤	⑥	④＋⑤＋⑥　円

「43の計」欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の65第1項」又は「平成26年旧措置法第68条の65第1項」
② 「区分番号」欄:「10348」
③ 「適用額」欄:当該別表十二(十五)「43の計」欄の金額(円単位)

法　0301－1215

別表十三(四)
「21」欄、「25」欄又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(四)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭・平　・　・
	譲渡資産の種類	3	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4	円
取得した補償金等の額		5	
保留		6	
交換取		7	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	9	
	差引譲渡経費の額 (8)－(9)	10	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (10)×(5)＋(6)／(5)＋(6)＋(7)	11	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)－(11)	12	
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4)×(5)＋(6)／(5)＋(6)＋(7)	13	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)－(13)	14	
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5	15	
	同上に係る譲渡経費の額 (10)×(5)／(5)＋(6)＋(7)	16	
	差引補償金等の額 (15)－(16)	17	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4)×(5)／(5)＋(6)＋(7)	18	
	差益割合 (17)－(18)／(17)	19	

代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類		20	
	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		21	円
	圧縮限度額の計算	代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22	
		圧縮限度額 (22)×(19)	23	
	圧縮限度超過額 (21)－(23)		24	
特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額		25	
	繰入限度額の計算	特別勘定の対象となり得る金額 (17)－(22)	26	
		繰入限度額 (26)×(19)	27	
	繰入限度超過額 (25)－(27)		28	
	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (25)－(28)	29	
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30	
		当期中に益金の額に算入すべき金額	31	
		期末特別勘定残額 (29)－(30)－(31)	32	
交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類		33	
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額		34	円
	圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (7)	35	
		交換取得資産の帳簿価額：交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36	
		交換取得資産の帳簿価額：交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
		交換取得資産の帳簿価額：交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38	
		交換取得資産の帳簿価額：計 (36)＋(37)＋(38)	39	
		圧縮限度額 (35)－(39)	40	
	圧縮限度超過額 (34)－(40)		41	

P45参照

法　0301－1304

○　別表十三(四)「21」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の70第１項」又は「第68条の70第７項」	10349	「21」の欄の金額(当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第68条の71第８項において準用する第68条の70第１項」 又は「第68条の71第９項において準用する第68条の70第７項」	10528	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第３項において準用する第68条の70第１項」又は「第68条の72第３項において準用する第68条の70第７項」	10529	
	「第68条の72第３項において準用する第68条の71第８項において準用する第68条の70第１項」又は「第68条の72第３項において準用する第68条の71第９項において準用する第68条の70第７項」	10531	

※「第68条の70第７項」、「第68条の71第９項において準用する第68条の70第７項」、「第68条の72第３項において準用する第68条の70第７項」又は「第68条の72第３項において準用する第68条の71第９項において準用する第68条の70第７項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※区分番号「10528」及び「10531」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

○　別表十三(四)「25」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第68条の71第１項」又は「第68条の71第３項」	10350	「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第３項において準用する第68条の71第１項」又は「第68条の72第３項において準用する第68条の71第３項」	10530	

※「第68条の71第３項」又は「第68条の72第３項において準用する第68条の71第３項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

○　別表十三(四)「34」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第68条の72第１項」又は「第68条の72第５項」	10214	「34」の欄の金額(当該金額が同表「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※「第68条の72第５項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)
「18」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

（　　号該当）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(五)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類		1					譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日		2	昭・平　・　・	昭・平　・　・	昭・平　・　・	昭・平　・　・	平・平　・　・
	譲渡した資産の所在地		3					計
	譲渡した土地等の面積		4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日		5	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	
	対価の額		6	円	円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	7					
		譲渡に要した経費の額	8					
		計 (7)＋(8)	9					
差益割合			10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類		11					
	取得した買換資産の所在地		12					
	取得年月日		13	昭・平　・　・	昭・平　・　・	昭・平　・　・	昭・平　・　・	
	買換資産の取得価額		14	円	円	円	円	円
	買換資産が土地等である場合の取得価額	取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16					
		取得価額 (14)×$\frac{(15)-(16)}{(15)}$	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		18					
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため（6の計）又は（6の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
		圧縮基礎取得価額 ((14)又は(17)と(19)のうち少ない金額)	20					
		買換資産の取得にあたる場合の前期末の取得価額	21					
		買換資産の取得にあたる場合の前期末の帳簿価額	22					
		圧縮基礎取得価額 (20)×$\frac{(22)}{(21)}$	23					
	圧縮限度額 ((20)又は(23))×(10)×0.8		24					
	圧縮限度超過額 (18)－(24)		25					

P47～P49参照

対価の額の残額の計算	対価の額の合計額（6の計）		26	円				
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額		27					
	特別勘定の対象となり得る金額							
	翌期繰越額の計算	同上のうち前期末までに充て						
		同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	30					
		当期中において買換資産の取得に充てた金額	31					
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29)－(30)－(31)	32					

特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額		33	円
	繰入額の限度計算	特別勘定の対象となる金額 (29)	34	
		繰入限度額 (34)×(10)×0.8	35	
	繰入限度超過額 (33)－(35)		36	
	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (33)－(36)	37	
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	38	
		当期中に益金の額に算入すべき金額	39	
		期末特別勘定残額 (37)－(38)－(39)	40	

P50～P51参照

法　0301－1305

○　別表十三(五)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第１号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10352	「18」の欄の金額(当該金額が「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
(第１号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第２号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10353	
(第２号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第３号イ又はロ該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10532	
(第３号イ又はロ該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第３号ハ該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10533	
(第３号ハ該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第４号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10354	
(第４号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」	10534	
(平成26年旧措置法第５号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10355	
(第５号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」	10535	

○　別表十三(五)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第６号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10356	「18」の欄の金額(当該金額が「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
(第６号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」	10356	
(平成26年旧措置法第７号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10233	
(第７号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第８号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10234	
(平成26年旧効力措置法第８号該当)	「平成26年旧効力措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧効力措置法第68の78第９項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」		
(第８号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第９号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10405	
(第９号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第10号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10357	
(第10号該当)	「第68条の78第１項」若しくは「第68条の78第９項」又は「第68条の80」		

○　別表十三(五)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	「平成26年旧措置法第68条の79第８項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第９項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10540	「18」の欄の金額(当該金額が「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「平成26年旧効力措置法第68条の79第８項において準用する平成26年旧効力措置法第68条の78第１項」若しくは「平成26年旧効力措置法第68条の79第９項において準用する平成26年旧効力措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」		
	「第68条の79第８項において準用する第68条の78第１項」若しくは「第68条の79第９項において準用する第68条の78第９項」又は「第68条の80」		

※「第68条の78第９項」、「平成26年旧措置法第68条の78第９項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の78第９項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※「第68条の80」、「平成26年旧措置法第68条の80」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

○　別表十三(五)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第１号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10358	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
(第１号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第２号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10359	
(第２号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第３号イ又はロ該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置第68条の80」	10536	
(第３号イ又はロ該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第３号ハ該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10537	
(第３号ハ該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第４号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10360	
(第４号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」	10538	
(平成26年旧措置法第５号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10361	
(第５号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」	10539	

○　別表十三(五)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第６号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10362	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
(第６号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第７号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10252	
(第７号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第８号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10253	
(平成26年旧効力措置法第８号該当)	「平成26年旧効力措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧効力措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」		
(第８号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第９号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10406	
(第９号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第10号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10363	
(第10号該当)	「第68条の79第１項」若しくは「第68条の79第３項」又は「第68条の80」		

※「第68条の79第３項」、「平成26年旧措置法第68条の79第３項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の79第３項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※「第68条の80」、「平成26年旧措置法第68条の80」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)
「13」欄又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

別表十三六）　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日		1	昭 平　・　・	取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合	圧縮限度額の計算	資産の帳簿価額を減額した金額	13	
						譲渡直前の帳簿価額(8)	14	
						取得資産の価額(11)	15	
						取得資産とともに取得した清算金の額	16	
						取得資産の価額に対応する帳簿価額 (14)×(15)/((15)+(16))	17	
資産の明細	譲渡した土地等の面積	5				圧縮限度額 (15)－(17)	18	
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	6	円		圧縮限度超過額 (13)－(18)	19	
		譲渡に要した経費の額	7		譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合	資産の帳簿価額を減額した金額	20	
					圧縮限度額の計算	取得資産の価額(11)	21	
						譲渡資産の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額(8)	22
							譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額	23
							計 (22)＋(23)	24
の明細				円		圧縮限度額 (21)－(24)	25	
	取得した土地等の面積	12	平方メートル			圧縮限度超過額 (20)－(25)	26	

「13」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2
② 「区分番号」欄:「10258」
③ 「適用額」欄:当該別表十三(六)「13」欄の金額(当該金額が同表「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

「20」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の81第1項」※1又は「第68条の81第4項」※2
② 「区分番号」欄:「10258」
③ 「適用額」欄:当該別表十三(六)「20」欄の金額(当該金額が同表「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

法　0301－1306

別表十三(七)
「15」欄、「23」欄又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(七)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

造成事業施行者の名称		1	
交換譲渡資産等の明細	交換等をした資産の種類	2	
	同上の資産の取得年月日	3	昭・平　・　・
	交換等をした資産の所在地	4	
	交換等をした土地等の面積	5	平方メートル
	交換等	6	・　・
	対価の額	7	円
	譲渡直前の帳簿価額　帳簿価額	8	
	譲渡直前の帳簿価額　交換等に要した経費の額	9	
	譲渡直前の帳簿価額　計 (8)＋(9)	10	
交換取得資産等の明細	取得した宅地の所在地	11	
	取得した宅地の面積	12	平方メートル
	取得年月日	13	平　・　・
	取得した宅地の価額	14	円
交換により宅地のみを取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合、宅地と交換差金を取得した場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15	
	圧縮限度額の計算　譲渡直前の帳簿価額 (10)	16	
	圧縮限度額の計算　取得資産等の価額 (14)	17	
	圧縮限度額の計算　取得資産等とともに取得した交換差金の額	18	
	圧縮限度額の計算　譲渡資産の対価の額 (7)	19	
	圧縮限度額の計算　取得資産等の価額に対応する帳簿価額 (16)×((17)/((17)＋(18)) 又は (17)/(19))	20	
	圧縮限度額の計算　圧縮限度額 (17)－(20)	21	
	圧縮限度超過額 (15)－(21)	22	
交換譲渡資産等の明細	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23	円
	圧縮限度額の計算　取得資産等の価額 (14)	24	
	圧縮限度額の計算　譲渡資産等の帳簿価額　譲渡直前の帳簿価額 (10)	25	
	圧縮限度額の計算　譲渡資産等の帳簿価額　譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26	
	圧縮限度額の計算　譲渡資産等の帳簿価額　譲渡資産の対価の額 (7)	27	
	圧縮限度額の計算　譲渡資産等の帳簿価額　(25)＋((26)又は((24)－(27)))	28	
	圧縮限度額の計算　圧縮限度額 (24)－(28)	29	
	圧縮限度超過額 (23)－(29)	30	
特別勘定を設けた場合	取得認定期間	31	平・　・ 平・　・
	特別勘定に経理した金額	32	円
	繰入限度額の計算　譲り受ける宅地の価額の見積額	33	
	繰入限度額の計算　譲渡資産の帳簿価額　譲渡直前の帳簿価額 (10)	34	
	繰入限度額の計算　譲渡資産の帳簿価額　譲渡資産の帳簿価額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき (34)	36	
	繰入限度額の計算　譲渡資産の帳簿価額　譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき (34)×(33)/(35)	37	
	繰入限度額の計算　譲渡資産の帳簿価額　譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき (34)＋((33)－(35))	38	
	繰入限度額の計算　繰入限度額 (33)－((36)、(37)又は(38))	39	
	繰入限度超過額 (32)－(39)	40	
	翌期繰越額の計算　当初の特別勘定の金額 (32)－(40)	41	
	翌期繰越額の計算　同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42	
	翌期繰越額の計算　当期中に益金の額に算入すべき金額	43	
	翌期繰越額の計算　期末特別勘定残額 (41)－(42)－(43)	44	

P54参照

P54参照

法　0301－1307

○　別表十三(七)「15」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第68条の82第１項」又は「第68条の82第４項」	10259	「15」の欄の金額(当該金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第68条の83第９項において準用する第68条の82第１項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第４項」	10541	

※「第68条の82第４項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第４項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。
※区分番号「10541」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

○　別表十三(七)「23」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第68条の82第１項」又は「第68条の82第４項」	10259	「23」の欄の金額(当該金額が同表「29」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第68条の83第９項において準用する第68条の82第１項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第４項」	10541	

※「第68条の82第４項」又は「第68条の83第10項において準用する第68条の82第４項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。
※区分番号「10541」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

○　別表十三(七)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	「第68条の83第１項」又は「第68条の83第４項」	10260	「32」の欄の金額(当該金額が同表「39」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※「第68条の83第４項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(九)
「13」欄又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(九)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日			1	平　・　・	交換取得資産とともに交換差金を取得した場合又は交換取得資産のみを取得した場合	圧縮限度額の計算	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	円
譲渡直前の帳簿価額							譲渡直前の帳簿価額(8)	14	
							交換取得資産の価額(11)	15	
							交換取得資産とともに取得した交換差金の額	16	
							交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14)\times\frac{(15)}{(15)+(16)}$	17	
							圧縮限度額 (15) － (17)	18	
産の明	譲渡直前の帳	帳簿価額	6	円			圧縮限度超過額 (13) － (18)	19	
		譲渡に要した経費の額	7		交換とともに交換差金を支出した場合	圧縮限度額の計算	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20	
							交換取得資産の価額(11)	21	
							交換譲渡資産の帳簿価額 譲渡直前の帳簿価額(8)	22	
							交換とともに支出した交換差金の額	23	
							計 (22) ＋ (23)	24	
の明		取得資産の価額	11	円			圧縮限度額 (21) － (24)	25	
明細		取得した土地等の面積	12	平方メートル			圧縮限度超過額 (20) － (25)	26	

「13」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2
② 「区分番号」欄:「10263」
③ 「適用額」欄:当該別表十三(九)「13」欄の金額(当該金額が同表「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

「20」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の84第1項」※1又は「第68条の84第4項」※2
② 「区分番号」欄:「10263」
③ 「適用額」欄:当該別表十三(九)「20」欄の金額(当該金額が同表「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

法　0301－1309

別表十三(十)
「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(十)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・
届出書の提出年月日	3	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額　取得価額	6	円	円	円	円	円	円
先行取得土地等の取得価額　前期までに損金算入された積立金計上額	7						
先行取得土地等の取得価額　差引取得価額 (6)－(7)	8						

譲渡土地等の明細

譲渡土地等の譲渡年月日	9	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	計
譲渡土地等の所在地	10					
譲渡利益金額の計算　対		円	円	円	円	円
譲渡利益金額の計算　譲渡直前の帳簿価額						
譲渡利益金額の計算　譲						

「17」欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の85第1項」※1又は「第68条の85第7項」※2
② 「区分番号」欄:「10264」
③ 「適用額」欄:当該別表十三(十)「17」欄の金額(当該金額が同表「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

圧縮限度額の計算

		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
圧縮限度額の計算　((15)の計)×(80%又は60%)	18					
圧縮限度額の計算　(18)のうち適用済みの金額	19		(21)の①	(21)の①＋②	(21)の①＋②＋③	(21)の①+②+③+④
圧縮限度額の計算　(18)－(19)	20					
圧縮限度額の計算　個別土地等の圧縮限度額((16)と(20)のうち少ない金額)	21					
圧縮限度超過額 (17)－(21)	22					

法　0301－1310

別表十三(十一)
「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十三(十一)
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額		5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度額の計算	(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1)－(2)	3			圧縮限度額 (6)又は((6)－1円)	7	
取得した試験研究用資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5)－(7)		8	

法　0301－1311

「5」欄

技術研究組合の連結所得の計算の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の94第1項」
② 「区分番号」欄:「10366」
③ 「適用額」欄:当該別表十三(十一)「5」欄の金額(当該金額が同表「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

別表十三(十二)
「８」欄、「13」欄又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(十二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平　・　・
助成金等を交付した者	2		告示番号	5	第　　号
			の額	6	円
			計算		

「８」欄

転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の102第１項」
② 「区分番号」欄:「10271」
③ 「適用額」欄:当該別表十三(十二)「８」欄の金額(当該金額が同表「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

帳簿価額の減額等をした場合				特別勘定を設けた場合		
減価補填金	減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額 (12) － (14)	18	
	損金不算入額 (8) － (7)	9				

「17」欄

転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の102第４項」※1又は「第68条の102第６項」※2
② 「区分番号」欄:「10273」
③ 「適用額」欄:当該別表十三(十二)「17」欄の金額(当該金額が、同表「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1　※2に該当するもの以外
※2　適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

業助成金				繰越額の計算		
	(10) － (11)					
	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21	
圧縮限度額の計算	固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		当期中に益金の額に算入すべき金額	22	
	圧縮限度額 (14)又は((14)－１円)	15				
	圧縮限度超過額 (13) － (15)	16		期末特別勘定残額 (20) － (21) － (22)	23	

P59参照

法　0301－1312

○　別表十三(十二)「13」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第68条の102第２項」又は「第68条の102第３項」	10272	「13」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	「第68条の102第10項において準用する第68条の102第２項」又は「第68条の102第11項において準用する第68条の102第３項」	10542	

※区分番号「10272」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※区分番号「10542」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※「第68条の102第３項」及び「第68条の102第11項において準用する第68条の102第３項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四の二
「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十四の二　平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

一般寄附金の損金算入限度額の計算							
支出した寄附金の	指定寄附金等の金額（25の計）	1	円	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額の計算	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額（26の計）	2			連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	15	
	その他の寄附金額	3			特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)＋(15)) × $\frac{1}{2}$	16	
	計 (1)＋(2)＋(3)	4		特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)		17	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5		指定寄附金等の金額			
同							
同							
一般							

「26」欄

認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第68条の96第1項」又は「第68条の96第1項」
② 「区分番号」欄：「10381」※1又は「10407」※2
③ 「適用額」欄：当該別表十四の二「26」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」、「旧認定特定非営利活動法人」又は「仮認定特定非営利動法人」の記載があるものの合計額(円単位)

※1 「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合
※2 「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

指定寄附金等に関する明細

寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額 25
				円
		計		

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 26
				円
		計		

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

個別帰属額の計算

連結法人名						
当該連結法人が支出した寄附金	指定寄附金等の金額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額 (17) × $\frac{(28)}{(2)}$	34	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28				
	その他の寄附金額	29		損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額 (21) × $\frac{(32)-(27)-(34)}{(20)-(17)-(18)}$	35	
	計 (27)＋(28)＋(29)	30				
	国外関連者に対する寄附金額	31		個別帰属額 (31)＋(33)＋(35)	36	
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30)－(31)	32				
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33				

法　0301－1400－02

別表十六(一)
「32」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分 残存価額	17					
	差引取得価額×5％ (9)×5/100	18					
	(16)＞(18)の場合 旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)－(17)	19					
	旧定額法の償却率	20					
	算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円
	増加償却額 (21)×割増率	22	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	計 ((21)＋(22))又は((16)－(18))	23					
	(16)≦(18)の場合 算出償却額 ((18)－1円)×1/60	24					
	平成19年4月1日以後取得分 定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25					
	定額法の償却率	26					
	算出償却額 (25)×(26)	27					円
	増加償却額 (27)×割増率	28	（　）				（　）
	計 (27)＋(28)	29					
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30					
当期分の償却限度額	特別償却限度額 租税特別措置法	31	条　項	条　項	条　項	条　項	条　項
	特別償却限度額	32	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
	合計 (30)＋(32)＋(33)	34					
当期償却額		35					
差引償却超過額	償却不足額 (34)－(35)	36					
	償却超過額 (35)－(34)	37					
	前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外
	当期認容損金額 償却不足によるもの	39					
	当期認容損金額 積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)	41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)－(39))と((32)＋(33))のうち少ない金額)	42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額 (42)－(43)	44					
	翌期への繰越額の内訳 平・・平・・	45					
	翌期への繰越額の内訳 当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)－(39))と(32)のうち少ない金額)		47					
備考							

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産（(2)の資産に該当するものを除きます。）の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

P62～65参照

(注) 当該別表十六(一)「32」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P65参照

法　0301－1601

○　別表十六(一)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第１項第１号イ	10383	「32」の欄の金額
	「第68条の10第６項」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」	10414	
	平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ	10277	
	第68条の10第１項第１号ロ	10386	
	平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ	10417	
	平成26年旧措置法第68条の10第６項 (平成26年旧措置法第１項第１号ハ)	10420	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ」又は「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」	10280	
	平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ	10283	
	「第68条の10第１項第２号」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第１号)	10030	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第２号)	10033	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第３号)	10036	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第４号)	10039	
	第68条の11第２項	10470	
	「第68条の11第３項」又は「第68条の11第４項」	10473	

○　別表十六(一)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号イ)	10481	「32」の欄の金額
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号ロ)	10484	
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第２号)	10487	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の３第１項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の４第１項	10428	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の６第１項	10492	
	第68条の15の６第２項	10495	
	「第68条の15の６第３項」又は「第68条の15の６第４項」	10498	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	第68条の16第１項第２号	10300	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第１項	10501	
	第68条の17第２項	10504	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第１項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第68条の20第１項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第１項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第１項	10376	
	第68条の25第２項	10309	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第68条の26第１項	10434	
	第68条の26第２項	10507	

○　別表十六(一)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号イ)	10119	「32」の欄の金額
	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号ロ)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第２号)	10398	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第２号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第３号)	10401	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第３号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第４号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の27第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の27第１項」 (第45条第１項第５号又は平成26年旧措置法第45条第１項第４号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第２項第１号	10437	
	平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号	10440	
	第68条の27第２項第２号	10543	
	第68条の27第２項第３号	10519	
医療用機器等の特別償却	第68条の29第１項第１号	10324	
	第68条の29第１項第２号	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の31第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の31第１項」	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	

○　別表十六(一)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	「32」の欄の金額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第１項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第68条の35第３項第１号、平成25年旧措置法第68条の35第３項第１号又は平成23年旧措置法第68条の35第３項第１号)	10443	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号イ)	10449	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号ロ)	10452	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第３号)	10522	
	「第68条の35第１項」、「平成26年旧措置法第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号)	10461	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」、「平成25年旧措置法第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

※区分番号「10440」は、平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号のうち、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

○　別表十六(一)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」(特別償却不足額)又は「第68条の40第４項」(合併等特別償却不足額)	10186	「33」の欄の金額

別表十六(二)
「36」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

区分	項目	番号					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
	償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)	18					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分　差引取得価額×5％ (9)×$\frac{5}{100}$	19					
	(16)＞(19)の場合　旧定率法の償却率	20					
	(16)＞(19)の場合　算出償却額 (18)×(20)	21	円	円	円	円	円
	(16)＞(19)の場合　増加償却額 (21)×割増率	22	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	(16)＞(19)の場合　計 ((21)＋(22))又は((18)－(19))	23					
	(16)≦(19)の場合　算出償却額 ((19)－1円)×$\frac{}{60}$	24					
	平成19年4月1日以後取得分　定率法の償却率	25					
	調整前償却額 (18)×(25)	26					
	保証率	27					
	償却保証額 (9)×(27)	28					
	(26)＜(28)の場合　改定取得価額	29					
	(26)＜(28)の場合　改定償却率	30					
	(26)＜(28)の場合　改定償却額 (29)×(30)	31					
	増加償却額 ((26)又は(31))×割増率	32	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	計 ((26)又は(31))＋(32)	33					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34					
	特別償却又は割増償却による特別償却限度額　租税特別措置法適用条項	35	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）
	特別償却限度額	36	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
	合計 (34)＋(36)＋(37)	38					
当期償却額		39					
差引	償却不足額 (38)－(39)	40					
	償却超過額 (39)－(38)	41					
償却超過額	前期からの繰越額	42	外	外	外	外	外
	当期損金認容額　償却不足によるもの	43					
	当期損金認容額　積立金取崩しによるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額 (41)＋(42)－(43)－(44)	45					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((40)－(43))と((36)＋(37))のうち少ない金額)	46					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
	差引翌期への繰越額 (46)－(47)	48					
	翌期への繰越額の内訳　平 ・ ・ 平 ・ ・	49					
	翌期への繰越額の内訳　当期分不足額	50					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((40)－(43))と(36)のうち少ない金額)		51					

備考

P67～70参照

（注） 当該別表十六(二)「36」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P70参照

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産（(3)の資産に該当するものを除きます。）の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

別表十六(二)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1602

○　別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第１項第１号イ	10383	「36」の欄の金額
	「第68条の10第６項」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」	10414	
	平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ	10277	
	第68条の10第１項第１号ロ	10386	
	平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ	10417	
	平成26年旧措置法第68条の10第６項 (平成26年旧措置法第１項第１号ハ)	10420	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ」又は「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」	10280	
	平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ	10283	
	「第68条の10第１項第２号」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第１号)	10030	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第２号)	10033	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第３号)	10036	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第４号)	10039	
	第68条の11第２項	10470	
	「第68条の11第３項」又は「第68条の11第４項」	10473	

○　別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号イ)	10481	「36」の欄の金額
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号ロ)	10484	
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第２号)	10487	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の３第１項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の４第１項	10428	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の６第１項	10492	
	第68条の15の６第２項	10495	
	「第68条の15の６第３項」又は「第68条の15の６第４項」	10498	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	第68条の16第１項第２号	10300	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第１項	10501	
	第68条の17第２項	10504	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第１項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第68条の20第１項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第１項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第１項	10376	
	第68条の25第２項	10309	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第68条の26第１項	10434	
	第68条の26第２項	10507	

○　別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号イ)	10119	「36」の欄の金額
	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号ロ)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第２号)	10398	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第２号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第３号)	10401	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第３号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第４号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の27第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の27第１項」 (第45条第１項第５号又は平成26年旧措置法第45条第１項第４号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第２項第１号	10437	
	平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号	10440	
	第68条の27第２項第２号	10543	
	第68条の27第２項第３号	10519	
医療用機器等の特別償却	第68条の29第１項第１号	10324	
	第68条の29第１項第２号	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の31第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の31第１項」	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	

○　別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	「36」の欄の金額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第１項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (68条の35第３項第１号、平成25年旧措置法第68条の35第３項第１号又は平成23年旧措置法第68条の35第３項第１号)	10443	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号イ)	10449	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号ロ)	10452	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第３号)	10522	
	「第68条の35第１項」、「平成26年旧措置法第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号)	10461	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」、「平成25年旧措置法第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

※区分番号「10440」は、平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号のうち、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

○　別表十六(二)「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」(特別償却不足額)又は「第68条の40第４項」(合併等特別償却不足額)	10186	「37」の欄の金額

別表十六(三)
「32」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十六(三)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意　租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1					
	構造		2					
	細目		3					
	取得年月日		4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月		5					
取得価額	取得価額又は製作価額		6	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額		7					
	差引取得価額 (6)－(7)		8					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		9					
	期末現在の積立金の額		10					
	積立金の期中取崩額		11					
	差引帳簿記載金額 (9)－(10)－(11)		12	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額		13					
	前期から繰り越した償却超過額		14	外	外	外	外	外
	合計 (12)＋(13)＋(14)		15					
鉱山の命数			16	年	年	年	年	年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数			17					
同上の期間内における採掘予定数量			18	トン	トン	トン	トン	トン
経済的採掘可能数量			19					
当期産出鉱量			20					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	残存価額	21	円	円	円	円	円
		差引取得価額×5％ (8)×5/100	22					
		(15)＞(22)の場合 旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)－(21)	23					
		(15)＞(22)の場合 鉱量1トン当たり償却金額 (23)／((18)又は(19)のうち少ない鉱量)	24					
		(15)＞(22)の場合 算出償却額 ((20)×(24))又は((15)－(22))	25					
		(15)≦(22)の場合 算出償却額 ((22)－1円)×1/60	26					
	平成19年4月1日以後取得分	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)	27					
		鉱量1トン当たり償却金額 (27)／((18)又は(19)のうち少ない鉱量)	28					
		算出償却額 (20)×(28)	29					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)		30					
	特別償却又は特別償却割増に関する限度額	租税特別措置法適用条項	31	（　条　項）	（　条　項）	（　条　項）	（　条　項）	（　条　項）
		特別償却限度額	32	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		33					
	合計 (30)＋(32)＋(33)		34					
当期償却額			35					
差引	償却不足額 (34)－(35)		36					
	償却超過額 (35)－(34)		37					
償却超過額	前期からの繰越額		38	外			外	外
	当期認容損金額	償却不足によるもの	39					
		積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)		41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)－(39))と((32)＋(33))のうち少ない金額)		42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		43					
	差引翌期への繰越額 (42)－(43)		44					
	翌期への繰越額の内訳	平・・平・・	45					
		当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)－(39))と(32)のうち少ない金額)			47					
備考								

P72～75参照

(注)　当該別表十六(三)「32」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P75参照

法　0301－1603

○　別表十六(三)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第１項第１号イ	10383	「32」の欄の金額
	「第68条の10第６項」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」	10414	
	平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ	10277	
	第68条の10第１項第１号ロ	10386	
	平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ	10417	
	平成26年旧措置法第68条の10第６項 (平成26年旧措置法第１項第１号ハ)	10420	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ」又は「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」	10280	
	平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ	10283	
	「第68条の10第１項第２号」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第１号)	10030	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第２号)	10033	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第３号)	10036	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第４号)	10039	
	第68条の11第２項	10470	
	「第68条の11第３項」又は「第68条の11第４項」	10473	

○　別表十六(三)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号イ)	10481	「32」の欄の金額
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号ロ)	10484	
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第２号)	10487	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の３第１項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の４第１項	10428	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の６第１項	10492	
	第68条の15の６第２項	10495	
	「第68条の15の６第３項」又は「第68条の15の６第４項」	10498	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	第68条の16第１項第２号	10300	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第１項	10501	
	第68条の17第２項	10504	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第１項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第68条の20第１項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第１項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第１項	10376	
	第68条の25第２項	10309	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第68条の26第１項	10434	
	第68条の26第２項	10507	

○　別表十六(三)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号イ)	10119	「32」の欄の金額
	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号ロ)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第２号)	10398	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第２号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第３号)	10401	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第３号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第４号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の27第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の27第１項」 (第45条第１項第５号又は平成26年旧措置法第45条第１項第４号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第２項第１号	10437	
	平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号	10440	
	第68条の27第２項第２号	10543	
	第68条の27第２項第３号	10519	
医療用機器等の特別償却	第68条の29第１項第１号	10324	
	第68条の29第１項第２号	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の31第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の31第１項」	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	

○　別表十六(三)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	「32」の欄の金額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第１項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第68条の35第３項第１号、平成25年旧措置法第68条の35第３項第１号又は平成23年旧措置法第68条の35第３項第１号)	10443	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号イ)	10449	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号ロ)	10452	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第３号)	10522	
	「第68条の35第１項」、「平成26年旧措置法第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号)	10461	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」、「平成25年旧措置法第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

※区分番号「10440」は、平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号のうち、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

○　別表十六(三)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」(特別償却不足額)又は「第68条の40第４項」(合併等特別償却不足額)	10186	「33」の欄の金額

別表十六(四)
「28」欄又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

別表十六(四) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1					
	構造		2					
	細目		3					
	契約年月日		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	賃貸の用又は事業の用に供した年月		5					
償却額計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
		圧縮記帳による積立金計上額	7					
		差引取得価額 (6)－(7)	8					
		見積残存価額	9					
		償却額計算の基礎となる金額 (8)－(9)	10					
	旧リース期間定額法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・
		取得価額又は製作価額	12	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
		上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13					
		差引取得価額 (12)－(13)	14					
		残価保証額	15					
		償却額計算の基礎となる金額 (14)－(15)	16					
	リース期間定額法	取得価額	17	外	外	外	外	外
		残価保証額	18					
		償却額計算の基礎となる金額 (17)－(18)	19					
帳簿記載金額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		20					
	期末現在の積立金の額		21					
	積立金の期中取崩額		22					
	差引帳簿記載金額 (20)－(21)－(22)		23					
リース期間又は改定リース期間の月数			24	（　　）月	（　　）月	（　　）月	（　　）月	（　　）月
当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数			25					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19))×(25)/(24)		26	円	円	円	円	円
	特別償却又は割増償却に係る限度額	租税特別措置法適用条項	27	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）
		特別償却限度額	28	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		29					
	合計 (26)＋(28)＋(29)		30					
当期償却額			31					
差引	償却不足額 (30)－(31)		32					
	償却超過額 (31)－(30)		33					
償却超過額	前期からの繰越額		34	外		外	外	外
	当期容認損金額	償却不足によるもの	35					
		積立金取崩しによるもの	36					
	差引合計翌期への繰越額 (33)＋(34)－(35)－(36)		37					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32)－(35))と((28)＋(29))のうち少ない金額)		38					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		39					
	差引翌期への繰越額 (38)－(39)		40					
	翌期への繰越額の内訳	平 ・ ・ 平 ・ ・	41					
		当期分不足額	42					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((32)－(35))と(28)のうち少ない金額)			43					
備考								

P77～80参照

(注) 当該別表十六(四)「28」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P80参照

法　0301－1604

○　別表十六(四)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第１項第１号イ	10383	「28」の欄の金額
	「第68条の10第６項」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」	10414	
	平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ	10277	
	第68条の10第１項第１号ロ	10386	
	平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ	10417	
	平成26年旧措置法第68条の10第６項 (平成26年旧措置法第１項第１号ハ)	10420	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ」又は「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」	10280	
	平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ	10283	
	「第68条の10第１項第２号」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第１号)	10030	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第２号)	10033	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第３号)	10036	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第４号)	10039	
	第68条の11第２項	10470	
	「第68条の11第３項」又は「第68条の11第４項」	10473	

○　別表十六(四)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号イ)	10481	「28」の欄の金額
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号ロ)	10484	
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第２号)	10487	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の３第１項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の４第１項	10428	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の６第１項	10492	
	第68条の15の６第２項	10495	
	「第68条の15の６第３項」又は「第68条の15の６第４項」	10498	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	第68条の16第１項第２号	10300	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第１項	10501	
	第68条の17第２項	10504	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第１項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第68条の20第１項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第１項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第１項	10376	
	第68条の25第２項	10309	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第68条の26第１項	10434	
	第68条の26第２項	10507	

○　別表十六(四)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号イ)	10119	「28」の欄の金額
	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号ロ)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第２号)	10398	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第２号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第３号)	10401	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第３号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第４号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の27第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の27第１項」 (第45条第１項第５号又は平成26年旧措置法第45条第１項第４号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第２項第１号	10437	
	平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号	10440	
	第68条の27第２項第２号	10543	
	第68条の27第２項第３号	10519	
医療用機器等の特別償却	第68条の29第１項第１号	10324	
	第68条の29第１項第２号	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の31第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の31第１項」	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	

○　別表十六(四)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	「28」の欄の金額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第１項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第68条の35第３項第１号、平成25年旧措置法第68条の35第３項第１号又は平成23年旧措置法第68条の35第３項第１号)	10443	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号イ)	10449	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号ロ)	10452	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第３号)	10522	
	「第68条の35第１項」、「平成26年旧措置法第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号)	10461	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」、「平成25年旧措置法第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

※区分番号「10440」は、平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号のうち、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

○　別表十六(四)「29」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」(特別償却不足額)又は「第68条の40第４項」(合併等特別償却不足額)	10186	「29」の欄の金額

別表十六(五)
「30」欄又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十六(五)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意　租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1					
	構造		2					
	細目		3					
	取得年月日		4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月		5					
	耐用年数		6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額		7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額		8					
	差引取得価額 (7)－(8)		9					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		10					
	期末現在の積立金の額		11					
	積立金の期中取崩額		12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)		13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額		14					
	前期から繰り越した償却超過額		15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)		16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		17					
	旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額		18					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法 旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)－(9)×10/100	19					
		旧定額法の償却率	20					
		旧定率法 旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21					
		旧定率法の償却率	22					
		算出償却額 ((19)×(20))又は(21)×(22))	23					
	平成19年4月1日以後取得分	定額法 定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24					
		定額法の償却率	25					
		定率法 定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26	円	円	円	円	円
		定率法の償却率	27					
		算出償却額 ((24)×(25))又は((26)×(27))	28	円	円	円	円	円
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)		29					
	特別償却限度額		30	（　外　）	（　外　）	（　外　）	（　外　）	（　外　）
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		31					
	合計 (29)＋(30)＋(31)		32					
	差引取得価額×50％ (9)×50/100		33					
	当期償却可能限度額		34					
	当期の通常償却額 ((32)又は(34)のうち少ない金額)		35					
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額		36					
	償却限度額 (35)＋(36)		37					
当期償却額			38					
差引	償却不足額 (37)－(38)		39					
	償却超過額 (38)－(37)		40					
償却超過額	前期からの繰越額		41	外	外	外	外	外
	当期認容損金額	償却不足によるもの	42					
		積立金取崩しによるもの	43					
	差引合計翌期への繰越額 (40)＋(41)－(42)－(43)		44					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((39)－(42))と((30)＋(31))のうち少ない金額)		45					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		46					
	差引翌期への繰越額 (45)－(46)		47					
	翌期への繰越額のうち内訳	平・・平・・	48					
		当期分不足額	49					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((39)－(42))と(30)のうち少ない金額)			50					
備考								

P82～85参照

(注) 当該別表十六(五)「30」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P85参照

法　0301－1605

○　別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第１項第１号イ	10383	「30」の欄の金額
	「第68条の10第６項」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」	10414	
	平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ	10277	
	第68条の10第１項第１号ロ	10386	
	平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ	10417	
	平成26年旧措置法第68条の10第６項 (平成26年旧措置法第１項第１号ハ)	10420	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ」又は「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」	10280	
	平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ	10283	
	「第68条の10第１項第２号」又は「平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ」	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第１号)	10030	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第２号)	10033	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第３号)	10036	
	第68条の11第１項 (第42条の６第１項第４号)	10039	
	第68条の11第２項	10470	
	「第68条の11第３項」又は「第68条の11第４項」	10473	

○　別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号イ)	10481	「30」の欄の金額
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第１号ロ)	10484	
	第68条の14第１項 (第42条の10第１項第２号)	10487	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第68条の15の３第１項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の４第１項	10428	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の６第１項	10492	
	第68条の15の６第２項	10495	
	「第68条の15の６第３項」又は「第68条の15の６第４項」	10498	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	第68条の16第１項第２号	10300	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第１項	10501	
	第68条の17第２項	10504	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第１項	10303	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第68条の20第１項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第１項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第１項	10376	
	第68条の25第２項	10309	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第68条の26第１項	10434	
	第68条の26第２項	10507	

○　別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号イ)	10119	「30」の欄の金額
	第68条の27第１項 (第45条第１項第１号ロ)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第２号)	10398	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第２号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第１項 (平成26年旧措置法第45条第１項第３号)	10401	
	第68条の27第１項 (第45条第１項第３号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項 (第45条第１項第４号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の27第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の27第１項」 (第45条第１項第５号又は平成26年旧措置法第45条第１項第４号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第２項第１号	10437	
	平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号	10440	
	第68条の27第２項第２号	10543	
	第68条の27第２項第３号	10519	
医療用機器等の特別償却	第68条の29第１項第１号	10324	
	第68条の29第１項第２号	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の31第１項」又は「平成26年旧措置法第68条の31第１項」	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	

○　別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	「30」の欄の金額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第１項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第68条の35第３項第１号、平成25年旧措置法第68条の35第３項第１号又は平成23年旧措置法第68条の35第３項第１号)	10443	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号イ)	10449	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第２号ロ)	10452	
	第68条の35第１項 (第68条の35第３項第３号)	10522	
	「第68条の35第１項」、「平成26年旧措置法第68条の35第１項」、「平成25年旧措置法第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」 (第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号)	10461	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」、「平成25年旧措置法第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

※区分番号「10440」は、平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号のうち、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

○　別表十六(五)「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」(特別償却不足額)又は「第68条の40第４項」(合併等特別償却不足額)	10186	「31」の欄の金額

別表十六(七)
「８」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十六(七)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)		8					円

「８」欄

中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条102の2第1項」
② 「区分番号」欄:「10274」
③ 「適用額」欄:当該別表十六(七)「8」欄の金額(円単位)

(注) 適用額は、年300万円が上限となりますのでご注意ください。

法　0301－1607

別表十六(九)
「８」欄又は「９」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十六(九)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第　条第　項 第　号	第　条第　項 第　号	第　条第　項 第　号	計
	種類	2				
	構造・区分・設備の種類	3				
	細目	4				
	事業の用に供した年月日	5	平　・　・		・　・	
	耐用年数	6	年	年	年	
当期積立額		7	円	円	円	円
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8				
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9				
	積立限度額 (8)＋(9)	10				
差引	積立限度超過額 (7)－(10)	11				
	積立不足額　割増償却の場合 (8)－(7)	12				
	積立不足額　初年度特別償却の場合 (8)－((7)－(9)) ((7)－(9)≦0の場合は(8))	13				
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)－(7)	14				
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15				
	差引翌期への繰越額 (14)－(15)	16				
	翌期への繰越額の内訳　平　・　・ 平　・　・	17				
	翌期への繰越額の内訳　当期分 (12)又は(13)	18				
	翌期への繰越額の内訳　計 (17)＋(18)	19				
当期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)		20				
合併等特別償却準備金積立不足額 (8)－(7)		21				
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・	
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円	円	円	円
	期首特別償却準備金の金額	24				
	当期益金算入額　均等益金算入による場合 (23)×84、60又は(耐用年数×12)	25				
	当期益金算入額　同上以外の場合による益金算入額	26				
	当期益金算入額　合計 (25)＋(26)	27				
	期末特別償却準備金の金額 (24)－(27)	28				

P88～93参照

P94～101参照

法　0301－1609

○　別表十六(九)「８」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第１項第１号イ)	10384	「８」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第６項(第68条の10第１項第１号イ)又は平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号イ)	10415	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ)	10278	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第１項第１号ロ)	10387	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ)	10418	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の10第６項(平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ))	10421	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第１項第１号ハ、平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ又は平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ)	10281	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ)	10284	

○　別表十六(九)「８」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第１項第２号又は平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ)	10287	「８」の欄の金額(区分ごとの合計)
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第１号))	10031	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第２号))	10034	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第３号))	10037	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第４号))	10040	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第２項)	10471	
	第68条の11第５項	10474	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の14第１項(第42条の10第１項第１号イ))	10482	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の14第１項(第42条の10第１項第１号ロ))	10485	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の14第１項(第42条の10第１項第２号))	10488	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15第１項)	10292	

○　別表十六(九)「８」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の３第１項)	10425	「８」の欄の金額(区分ごとの合計)
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の４第１項)	10429	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の６第１項)	10493	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の６第２項)	10496	
	第68条の15の６第５項	10499	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第１項第１号)	10396	
船舶の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の16第１項第２号)	10301	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の17第１項)	10502	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の17第２項)	10505	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の19第１項)	10304	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の20第１項)	10374	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の24第１項)	10307	

○　別表十六(九)「８」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の25第１項)	10377	「８」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の25第２項)	10310	
特定信頼性向上設備等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の26第１項)	10435	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の26第２項)	10508	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第１号イ))	10120	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第１号ロ))	10322	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の27第１項(平成26年旧措置法第45条第１項第２号))	10399	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第２号))	10511	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の27第１項(平成26年旧措置法第45条第１項第３号))	10402	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第３号))	10514	

○　別表十六(九)「８」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第１項(第45条第12項第４号))	10517	「８」の欄の金額(区分ごとの合計)
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第５号)又は平成26年旧措置法第68条の27第１項(平成26年旧措置法第45条第１項第４号))	10135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第２項第１号)	10438	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号)	10441	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第２項第２号)	10544	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第２項第３号)	10520	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第１項第１号)	10325	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の29第１項第２号)	10328	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の31第１項第１号又は平成26年旧措置法第68条の31第１項)	10331	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の32第１項)	10171	

○　別表十六(九)「８」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の33第１項)	10334	「８」の欄の金額(区分ごとの合計)
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の34第１項)	10337	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第３項第１号、平成25年旧措置法第68条の35第３項第１号又は平成23年旧措置法第68条の35第３項第１号)	10444	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第３項第２号イ)	10450	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第３項第２号ロ)	10453	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第３項第３号)	10523	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第３項、平成26年旧措置法第68条の35第３項、平成25年旧措置法第68条の35第３項又は平成23年旧措置法第68条の35第３項(第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号))	10462	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の36第１項、平成25年旧措置法第68条の36第１項又は平成23年旧措置法第68条の36第１項)	10343	

※区分番号「10441」は、平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号のうち、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10544」が該当します。

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号)	10015	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第２号)	10019	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号)	10023	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号)	10027	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の10第１項第１号イ)	10385	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の10第６項(第68条の10第１項第１号イ)又は平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号イ)	10416	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ)	10279	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の10第１項第１号ロ)	10388	

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ)	10419	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成26年旧措置法第68条の10第６項(平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ))	10422	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の10第１項第１号ハ、平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号ロ)	10282	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ)	10285	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ)	10288	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第１号))	10032	

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第２号))	10035	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (68条の11第１項(第42条の６第１項第３号))	10038	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第４号))	10041	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の11第２項)	10472	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成24年旧効力措置法第68条の14第１項)	10083	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の14第１項(第42条の10第１項第1号イ))	10483	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の14第１項(第42条の10第１項第１号ロ))	10486	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の14第１項(第42条の10第１項第２号))	10489	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の15第１項)	10293	

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の15の３第１項)	10426	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の15の４第１項)	10430	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の15の６第１項)	10494	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の15の６第２項)	10497	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の16第１項第１号)	10397	
船舶の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の16第１項第２号又は平成25年旧措置法第68条の16第１項第２号)	10302	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の17第１項)	10503	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の17第２項)	10506	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の19第１項)	10305	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成26年旧措置法第68条の20第１項)	10375	

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の24第１項)	10308	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の25第１項)	10378	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の25第２項)	10311	
特定高度通信設備の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成25年旧措置法第68条の26第１項)	10314	
特定信頼性向上設備等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成25年旧措置法第68条の26第１項)	10436	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の26第２項)	10509	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成25年旧措置法第68条の27第１項(平成25年旧措置法第45条第１項第１号イ))	10317	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第１項又は平成25年旧措置法第68条の27第１項(第45条第１項第１号イ又は平成25年旧措置法第45条第１項第１号ロ))	10121	

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定信頼性向上設備等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成25年旧措置法第68条の27第１項(平成25年旧措置法第45条第１項第１号ハ))	10320	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第１項又は平成25年旧措置法第68条の27第１項(第45条第１項第１号ロ又は平成25年旧措置法第45条第１項第１号ニ))	10323	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成26年旧措置法第68条の27第１項(平成26年旧措置法第45条第１項第２号))	10400	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第２号))	10512	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成26年旧措置法第68条の27第１項(平成26年旧措置法第45条第１項第３号))	10403	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第３号))	10515	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第４号))	10518	

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第１項(第45条第１項第５号)又は平成26年旧措置法第68条の27第１項(平成26年旧措置法第45条第１項第４号))	10136	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第２項第１号)	10439	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号)	10442	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第２項第２号)	10545	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の27第２項第３号)	10521	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の29第１項第１号又は平成25年旧措置法第68条の29第１項第１号)	10326	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の29第１項第２号又は平成25年旧措置法第68条の29第１項第２号)	10329	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の31第１項又は平成26年旧措置法第68条の31第１項)	10332	

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の32第１項)	10172	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の33第１項)	10335	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の34第１項)	10338	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の35第３項第１号、平成25年旧措置法第68条の35第３項第１号又は平成23年旧措置法第68条の35第３項第１号)	10445	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成25年旧措置法第68条の35第３項第２号)	10448	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の35第３項第２号イ)	10451	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の35第３項第２号ロ)	10454	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (平成25年旧措置法第68条の35第３項(平成25年旧措置法第47条の２第３項第３号))	10460	
	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の35第３項第３号)	10524	

○　別表十六(九)「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の35第３項、平成26年旧措置法第68条の35第３項、平成25年旧措置法第68条の35第３項又は平成23年旧措置法第68条の35第３項(第47条の２第３項第４号、平成26年旧措置法第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号))	10463	「９」の欄の金額(区分ごとの合計)
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」 (第68条の36第１項、平成25年旧措置法第68条の36第１項又は平成23年旧措置法第68条の36第１項)	10344	

※区分番号「10442」は、平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号のうち、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10545」が該当します。

○　国税庁ホームページの掲載案内

「適用額明細書の記載の手引」につきましては、国税庁ホームページに掲載されております（適用額明細書の様式もダウンロードできます。）。

《参照先》
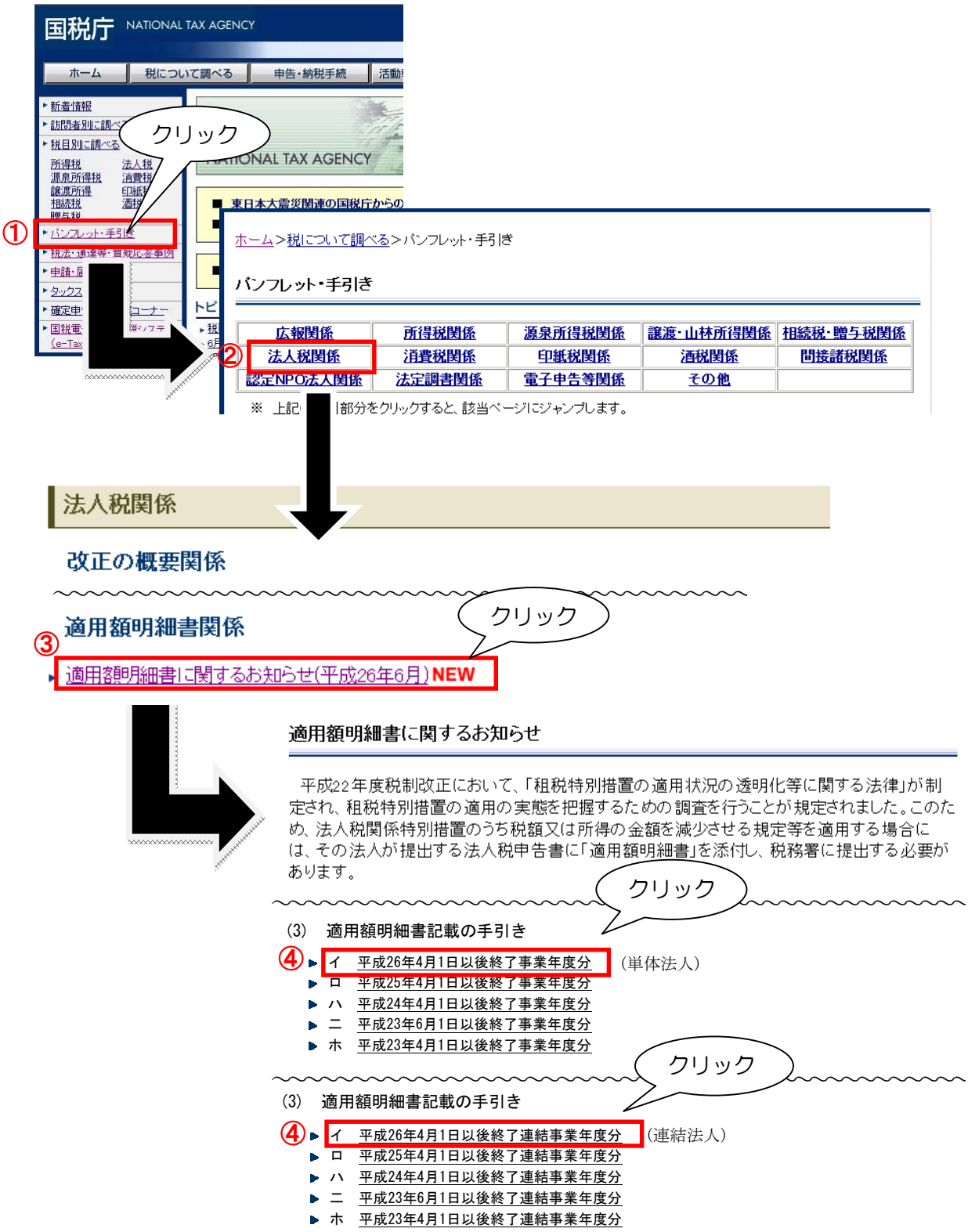
「国税庁ホームページ」（www.nta.go.jp）→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」